

平成30年加美町議会第1回定例会会議録第3号

平成30年3月9日（金曜日）

---

出席議員（17名）

2番	猪股俊一君	3番	早坂忠幸君
4番	三浦進君	5番	高橋聡輔君
6番	伊藤由子君	7番	木村哲夫君
8番	三浦英典君	9番	沼田雄哉君
10番	一條寛君	11番	工藤清悦君
12番	伊藤淳君	13番	伊藤信行君
14番	佐藤善一君	15番	下山孝雄君
16番	米木正二君	17番	三浦又英君
18番	早坂伊佐雄君		

---

欠席議員（1名）

1番 味上庄一郎君

欠員（なし）

---

説明のため出席した者

町長	猪股洋文君
副町長	吉田恵君
総務課長・選挙 管理委員会書記長	佐藤敬君
会計管理者兼会計課長	小川哲夫君
危機管理室長	長田裕之君
企画財政課長	熊谷和寿君
協働のまちづくり推進課長	三浦勝浩君
町民課長	内海悟君
税務課長兼特別徴収対策室長	佐藤和枝君
農林課長	早坂雄幸君

農業振興対策室長	太田浩二君
森林整備対策室長	猪股繁君
商工観光課長	遠藤肇君
ひと・しごと支援室長	藤原誠君
建設課長	三浦守男君
保健福祉課長	武田守義君
子育て支援室長	佐藤法子君
地域包括支援センター所長	猪股和代君
上下水道課長	和田幸蔵君
小野田支所長	岡崎秀俊君
宮崎支所長	長田哲君
総務課長補佐	伊藤一衛君
教育長	早坂家一君
教育総務課長	二瓶栄悦君
生涯学習課長	岩崎行輝君
体育振興室長	浅野善彦君
農業委員会事務局長	今野仁一君
代表監査委員	小山元子君

事務局職員出席者

事務局長	今野伸悦君
次長	内海茂君
副参事兼総務係長	小林洋子君
議事調査係長	後藤崇史君

議事日程 第3号

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 一般質問

第 3 議案第 3号 加美町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について

- 第 4 議案第 4 号 加美町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 第 5 議案第 5 号 加美町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 第 6 議案第 6 号 加美町国民健康保険条例の一部改正について
- 第 7 議案第 7 号 加美町介護保険条例の一部改正について
- 第 8 議案第 8 号 加美町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第 9 議案第 9 号 加美町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第 10 議案第 10 号 加美町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 第 11 議案第 11 号 加美町営住宅条例の一部改正について
- 第 12 議案第 12 号 加美町墨雪墨絵美術館条例の廃止について
- 第 13 議案第 13 号 加美町辺地総合整備計画の策定について
- 第 14 議案第 14 号 公の施設の指定管理者の指定について（加美町ボルダリング施設）
- 第 15 議案第 15 号 工事委託に関する変更協定の締結について
- 第 16 議案第 16 号 和解及び損害賠償の額の決定について
- 第 17 議案第 17 号 平成 29 年度加美町一般会計補正予算（第 7 号）
- 第 18 議案第 18 号 平成 29 年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 第 19 議案第 19 号 平成 29 年度加美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 20 議案第 20 号 平成 29 年度加美町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 21 議案第 21 号 平成 29 年度加美町介護サービス事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 22 議案第 22 号 平成 29 年度加美郡介護認定審査会特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 23 議案第 23 号 平成 29 年度加美町霊園事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 24 議案第 24 号 平成 29 年度加美町営駐車場事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 25 議案第 25 号 平成 29 年度加美町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 第 26 議案第 26 号 平成 29 年度加美町浄化槽事業特別会計補正予算（第 3 号）

- 第27 議案第27号 平成29年度加美町水道事業会計補正予算（第3号）
- 第28 議案第28号 平成30年度加美町一般会計予算
- 第29 議案第29号 平成30年度加美町国民健康保険事業特別会計予算
- 第30 議案第30号 平成30年度加美町後期高齢者医療特別会計予算
- 第31 議案第31号 平成30年度加美町介護保険特別会計予算
- 第32 議案第32号 平成30年度加美町介護サービス事業特別会計予算
- 第33 議案第33号 平成30年度加美郡介護認定審査会特別会計予算
- 第34 議案第34号 平成30年度加美町霊園事業特別会計予算
- 第35 議案第35号 平成30年度加美町営駐車場事業特別会計予算
- 第36 議案第36号 平成30年度加美町下水道事業特別会計予算
- 第37 議案第37号 平成30年度加美町浄化槽事業特別会計予算
- 第38 議案第38号 平成30年度加美町水道事業会計予算
- 

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第38まで

午前10時00分 開議

○議長（早坂伊佐雄君） 皆さん、おはようございます。本日は大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は17名であります。1番味上庄一郎君より遅参届が出ております。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

ここで、町長より発言の申し出がありますので、これを許可します。町長。

○町長（猪股洋文君） 皆さん、おはようございます。議会3日目、よろしくお願ひしたいと思ひます。

冒頭に議長の許可がありましたので、皆様方にお話をさせていただきたいことが1件ございます。

ボルダリング体験会のチラシの件でございます。4月オープンに先立ちまして多くの町民に体験していただきたいということからボルダリング体験会のチラシをお配りしたことに対しまして、誤解を招いたこと、心からおわびを申し上げたいと思ひます。

なお、詳しくは、このことについては担当課長より説明をさせます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（早坂伊佐雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（遠藤 肇君） おはようございます。商工観光課長です。

ボルダリングの体験会、昨日、小中学校のほうにお願いをしましてお子さんのほうへ、こういう体験会がありますということで配布をさせていただきました。そのことにつきましては、休みが近く、休みになるということもありまして安易に配布をさせていただいたということで配慮が足りなかったというふうにご指摘を受け、感じているところでございます。このことにつきましては、平におわびを申し上げるということでございますので、どうぞよろしくお願ひをいたします。以上でございます。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（早坂伊佐雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、14番佐藤善一君、15番下山孝雄君を指名いたします。

---

#### 日程第2 一般質問

○議長（早坂伊佐雄君） 日程第2、一般質問を行います。

一般質問の順序は、昨日に引き続き、通告のあった順序で行います。

それでは、通告7番、15番下山孝雄君の一般質問を許可します。ご登壇願ひます。

〔15番 下山孝雄君 登壇〕

○15番（下山孝雄君） 皆さん、おはようございます。

議長よりお許しをいただきましたので、私が通告しております加美公立病院についての質問をいたしたいと思います。

関係する方々には大変失礼な話だと思えますけれども、住民の方々から公立加美病院について、しばしばお話をいただきます。雑ぱくに言えば、いわゆる加美病院については、いつもがらがらだ、あそこに行くと亡くなるんだというようなことを何人かに言われました。非常に雑ぱくな言葉でそう言われると、運営にいささかでも関係した者として加美病院の役割が十分理解いただけない残念と、それから腹立たしい気持ちになりますけれども、加美病院ではいろんな施設を持っておりまされども、それらに対して住民に情報を知らせて、また構成2町がそれぞれ広報紙を通じて加美病院、またあそこの施設で介護老人保健施設、そういったものに対する理解を深めておるところでありますけれども、まだまだそういった認識を持たれる方もおるのかなと思っています。私たちの努力が足りないということも言えると思います。

そういった観点から、今回、加美病院についての一般質問というのはちょっと聞いたことがなかったのですが、やっぱり町民に理解を得るためにやらなければと思いました。いわゆる広域とか組合運営については、一自治体では取り組めない課題に取り組んでおりますけれども、何分、その自治体で完結しないところもあります。それから、病院については設立過程もありまして、やはり私たちは色麻町にお任せみたいな、少し落ち度もあったのかなと思っています。もちろん公立加美病院は管理者会もありますし、いろんな事業を決定する議会も構成されておりますので、またきょうもその事務局はここにおるわけではないので細かい点についてご説明するわけではありません。応分の負担をしている加美町の町長、そして副管理者である猪股町長から基本的な考え方をお伺いできればと思っています。

それでは、第1番目、1つ目の問題ですけれども、まず1つ目は運営状況について町長の見解をお伺いいたします。

累積欠損金がふえ続け、平成28年から資金収支がとれない状況を、町長はどう評価されておりますか。また、これまでに2回策定された公立加美病院改革プランの策定過程と内容について、町長の考えは。構成2町の連携は十分に図られているかどうか、お尋ねをいたしたいと思います。

また、2番目は公立加美病院が果たすべき役割についてをお伺いいたしたいと思います。まずは何よりも患者、地域、関係機関とお互いの信頼関係が保たれることが最重要であると考えておりますが、

公立加美病院評価委員会での取り組み状況の点検評価については、どういうことになっておりますか、町長の見解をお伺いいたします。

地域医療構想の中で当病院の位置づけを町長はどう捉えておりますか、これもお伺いしたいと思います。

また、最後に在宅医療、リハビリ、災害時・緊急時対応などの取り組み状況について町長の考えをお伺いしたいと思います。よろしくお伺いいたします。

○議長（早坂伊佐雄君） 町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） 下山議員のもとにいろんな声が届いてるということでありまして、私も同じようなことを時々耳にすることがあります。地域にとっては大事な、なくてはならない病院でありますので、しっかりと経営をしていかなきゃならないと、信頼獲得に努めていかなきゃならないと、日ごろ私もそのように感じているところでございます。

今、下山議員から大きく運営状況について、それから公立加美病院の果たすべき役割ということについて、ご質問ありました。1点ずつ答弁、回答させていただきたいと思います。

まず、1点目の累積欠損金がふえ続け、平成28年から資金収支がとれない状況について、どう評価するかというご質問であります。

まず、この公立加美病院であります。現在一般病棟に40床、療養50床、計90床を有している病院でございます。また、内科、外科、小児科、リハビリテーション科、在宅診療科等8つの診療科で診療を行っております。今年度末に1億2,000万円ほどの資金不足を生ずる見込みになりましたことから、昨年12月の議会におきまして本町負担分となります8,365万円の補正予算をお願いしたところでございます。ご承認いただいたことに感謝を申し上げます。さらに、累積欠損金となる未処理欠損金は平成28年度で5,749万円増加し、18億2,840万円となっております。また、運転資金となる預金残高につきましては、平成28年度末には1,984万円となり、資金繰りにおいて厳しい状況となっております。

こういった状況に至った要因であります。一つにはやはり域内の人口減少というものが挙げられるというふうに思っております。また、維持修繕費が増大しているということ、さらに医療スタッフの増員による人件費の増ということもあります。また、住民の医療ニーズの高度化などに対応しなければならぬということもあつたというふうに考えております。また、住民要望の多かった小児科医の招へい、これは経営的にはマイナスではあります。重要なものでありますので、こういった要望

に应运て小児科医を招へいたということも一つの要因となっております。

そういった中で病院としても在宅診療部門設置するなど、あるいは民間で負えない役割を果たすなど、こういった採算は必ずしもとれない部門であっても必要な部門、住民要望に応えるための役割を果たしてきたというところであります。そういった結果、財政的にはかなり厳しい状況に陥ってるといふことであります。院外調剤の切りかえを行うなど経費節減に努力してきておりますが、なお一層の経営努力が必要であるといふふうに考えております。

2点目の、これまで2回策定された公立加美病院改革プランの策定経過と内容についてというご質問でありました。第1期目の改革プランにつきましては、平成20年度から23年度の4年間を計画期間としまして平成20年の12月に策定しております。2期目の改革プランは平成28年度から32年度の5年間を計画期間として策定されております。この1期目と2期目の間に4年間の空白期間があるわけでありますが、これは県の地域医療構想の策定をまって新たなプランを策定するといふことで留保していたことによるものでございます。

2期目の改革プランでありますが、公立病院として今後果たすべき役割、組合一般会計における費用負担の考え方、経営効率化に係る計画、再編ネットワーク化に係る計画、経営形態の見直しに係る計画となっております。この改革プランの策定に当たっては、県の大崎保健所長、医師会長、両町の議長である組合正副議長、住民代表、両町の財政担当課長、保健福祉担当課長及び病院など組合職員による策定委員会を5回ほど開催し、策定したものでございます。

今後果たすべき役割として、一つ目として過剰な医療資源投下を行わない程度の急性期医療を継続しつつ、慢性期については、今後の地域医療構想調整会議の議論を注視しつつ、病床のあり方について継続して検討を行うといふことにしております。また、地域包括ケアシステムの構築に向けても加美郡内唯一の病院として最大限の関与を行うといふことにしております。

また、住民の理解促進のための取り組みとして組合広報紙及び両町の広報紙等を活用した情報発信を行うといふふうにもしております。

また、経営効率化に係る計画については、民間的経営手法の導入、委託業務の複数年契約化、県内の同じような小規模自治体病院同士による資材の共同購入の推進、空きの目立つ療養病棟の多機能病床への転換、職員の資質向上に向けた職員教育の徹底、住民理解促進のための開放講座の開催などをうたっておるところであります。厳しい環境の中で収益をふやし、経費を削減抑制するための具体的な取り組みも明記されており、計画自体はおおむね適当なものであると考えております。

ただし、今日のような経営状態が悪化しておりますので、この経営改革については、なおスピード



感をもって取り組む必要があるというふうに考えておまして、そのことについては、事務局のほうにも指示をしているところでございます。

3点目の構成2町の連携は十分に図られているかということでもあります。このことに関しましては、正副管理者会議、両町の保健福祉課長による幹事会が適宜開催されております。また、ことしからは今後の病院のあり方を検討するための検討委員会として両町の副町長、総務課長、企画財政課長、保健福祉課長による会議がもたれております。今後は、医療・介護の経営コンサルタントにも今後の病院のあり方、経営の方針などもご相談をさせていただきたいというふうに考えておるところでございます。また、本町から2名の職員、優秀な職員2名派遣しておりますので、これまで以上に連携が図られてきているというふうに感じているところでございます。

次に、大きな質問の公立加美病院の果たすべき役割という中の1点目、公立加美病院の評価委員会での取り組み状況の点検評価についての見解はというご質問にお答えさせていただきたいと思っております。

この評価委員会につきましては、1期目のプランの計画期間中に東北大学大学院医学系研究科の伊藤恒敏教授を委員として県大崎保健所長、郡医師会長、両町の議長、病院代表、財政担当課長、保健福祉課長を委員として毎年1回の計4回開催されております。この1期目の評価報告につきましては、大変高い実は評価をいただいたところでもありますけれども、5年以上の前の評価でありますので、現在の経営状況とは大きな差異があるということでもあります。

2期目のプランは平成25年度から始まっておりますが、評価委員会はまだ開催されておられません。組合からはことし3月に開催したいという報告を受けております。現行プランに係る評価が早期に行われ、適切な評価がなされることと思っております。

2番目の地域医療構想の中で当病院の位置づけを、どう考えるかということでありました。平成28年度に策定された県の地域医療構想においては、加美病院について具体的な位置づけはなされておられません。将来的な患者数の動向、それに必要な圏域としての病床数のみが示されております。各病院の取り組みについては、今後県が主体となって開催される地域医療構想調整会議において具体策を協議することとしているようであります。今後、同会議における今後の議論を注意深く見守ってまいりたいというふうに考えておるところでございます。

3点目の在宅医療、リハビリ、災害時・緊急時対応などの取り組み状況についての考えということについての私の考えを、お話をさせていただきます。

まず、この在宅医療についてであります。現在月平均70人程度の患者さんを担当しております。ただ、24時間365日対応可能な医師は主治医の1名のみであります。月1回の訪問診療となっている方

については、その他の医師が交代で対応している状況であります。今後ともこのシステムを維持するためには担当する医師を複数配置する必要があると考えております。在宅医療につきましては、地域包括ケアシステムの構築に向けて不可欠なものであると考えておりました、町としてもこの取り組みに対しては積極的に取り組んでまいると、あるいは今の取り組みについては、評価をしているというところであります。

ただ、この医師の確保は容易ではありません。今後とも医師の確保に向けて取り組んでまいらなければならないというふうに考えております。

リハビリテーションにつきましてはであります。病棟に入院されている患者さんに対し、医師の指示により理学療法士等によるリハビリを実施している状況にあります。外来の患者さんについては、あんま、指圧、マッサージ師によるマッサージが中心となっております。

リハビリテーション医療への特化を図るべきとのご意見も私もいただいております。近隣においてリハビリテーションに特化している公立黒川病院では、39名のリハビリテーションスタッフをそろえ、訪問リハ、通所リハに対応しておるところであります。一方、加美病院については、スタッフは5名のみでございます。ですから、なかなか現状ではそういったリハビリに特化してという段階にはないというふうに考えております。

ただ、今後、在宅医療が充実すれば訪問リハ、通所リハに対する需要も増加してまいらなければならないというふうに考えておりますので、今後開催されます検討委員会においても、この必要性・方向性、こういったものを検討していただくことにならうかと思っております。

災害時の対応についてであります。7年前の東日本大震災発生時においては、停電が長期間広範囲にわたって発生したことから、郡内の在宅酸素療法を行っている患者さんを加美病院が収容し、酸素投与を行ったところあります。平成28年度に策定した加美町地域防災計画においては、加美公立病院を大規模災害発生時に初期医療救護の応急措置を行うための医療救護所として指定することとしております。加美病院に緊急的措置が必要な重篤患者と軽傷患者を選択するトリアージポストを置くこととしてもおります。

また、医療救護体制の確立という部分につきましては、町は公立加美病院を中心に県医療関係機関と密接な連携を図りながら町民の生命と健康を守るため、災害対策本部内に医療救護を担当する部門を設けることとしております。加美病院は、まさに災害時における加美町の災害医療の拠点、中心組織として位置づけられているということでございます。今後、大規模災害発生時における具体的な役割について協議をしてまいりたいと考えております。

緊急時の対応についてであります。加美病院は救急告示病院として救急車を受け入れる施設として県に登録しております。救急依頼があった時点で受け入れ可能な患者さんについては、受け入れを行っている状況であります。ただ、診療放射線技師については、休日は日中のみの勤務となっておりますし、臨床検査技師については、休日における勤務は行っておらず、受け入れに限界があるのも事実でございます。

本圏域には大崎市民病院に救命救急センターが設置され、3次救急医療を担っております。加美病院が担うのは初期救急、2次医療ということになっております。その役割を十分果たすため、今後どの程度体制を整える必要があるのか、またその役割分担が適切であるかも含め、大崎市を含めた協議・検討を行ってまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えさせていただきました。よろしく申し上げます。

○議長（早坂伊佐雄君） 下山孝雄君。

○15番（下山孝雄君） ただいまは町長から経営悪化、累積損金がふえ続けた理由いろいろ述べていただきました。そういうことであろうと思いますけれども、ただ、いろんな資料を見せていただきました。その中で第1回目の改革プランの策定、平成23年までの実施だったんですけれども、空白期間がその後あったということでもありますけれども、病院経営について空白とるわけにはいかないわけでありませう。預金の残高も平成24年から見ますと、その当時2億1,000万円あったのが、今、町長の数字とちょっと違うと思うんですけれども、平成28年度一番少ないときで1,380万円まで減らしたというようなことだと思います。いわゆる平成24年から第1回目の改革プラン、それらを引き継がないで貯金を、いわゆるずっと取り崩して平成28年まで運営して、いよいよ平成28年で運営助成をもらわなければならないというような、まるで私どもがやるような経営の仕方ではないかなと私は思います。預金は万が一のときにも備えておかなければならないと思います。町でいえば財調にも当たるようなものだと思いますので、こういった経営の仕方、いよいよ行き詰まるまで私たちは知る努力もしなかったことも悪いんですけれども、情報いただけなかった。そういった点のやり方が果たしていいのかどうか、その点ちょっと要因の中に町長も頭に入れていただければと思います。

また、平成22年からほかの一般診療所、公立病院では病院のことを「診療所」と呼んでますから、統一して、いわゆる私たちは開業医なんですけれども、診療所で小児科、それから産婦人科の受け入れが難しくなってきた、いろいろ事故の関係もあります。そういったことで非常に要望が多くて平成22年から小児科を取り入れた、要望があったのですから、小児科の利用はぐっと伸びてきました。ところが、内科、外科、耳鼻科、整形外科、これはずっと減らしてきてるんです。そうするとどうい

うことかという小児科を開設して医師に来てもらって、それから看護、そういったスタッフを入れた。結局、結果ではそういったコストの増だけで病院全体としては外来が伸びない。

また、第1次改革プランの実施しているあたりは医師会等もなかなか最初うまい関係築けなかったのですけれども、大分その後いろんな委員会、審議会にも参加していただいて大分よくなってきたんですけれども、その当時、隣接する診療所、それから介護施設や何かそういったところから月25件の紹介があったわけでありましてけれども、最近はこの前の協議会の中では紹介が得られない、余り少なくなっている、そういったことを検討委員会で十分検討検証をされたかどうか。そういった点に、先ほどの町長の下がっている、悪くなった要因の中にやっぱり入るのではないかと思いますけれども、町長どうですか。

○議長（早坂伊佐雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 確かにいわゆる小児科医は要望が多く、設置したということでありまして。ただ、幾ら患者さんがふえても小児科医というのは診療報酬が非常に安いので、1年間に通常の医師が1億円の診療報酬を得られるとすれば半分程度の診療報酬しか得られないという、こういった構造的な問題が一つございます。

それから、一方、外来が減ってるというふうなお話がありましたが、確かにこの点については、問題があると思っております。私もこのことについては、最近まで余り知らなかったのは事実です。といいますのは、加美町の方々は地域に診療所がありますから、そっちのほうに通うわけでありまして、色麻町の方々は、この公立加美病院のほうにお通いになるわけですので、大分苦情が多く寄せられていたということをお聞きしました。これはやはり病院内のさまざまな問題があり、評判を落としていたということがあったようです。

先月、先々月だったでしょうか、初めて組合の議員の方々と医療スタッフとの間での意見交換会というものを開催をし、そこで議員の方々が地域住民から寄せられている声を直接ぶつけた、そのことによって大分医療スタッフの意識も変わってきており、例えば待ち時間を短縮させることだったり、対応を親切にすることだったり、大分その対応が変わってきてる。外来も、ここ数カ月間はふえてきてるというふう聞いておりますので、そういった問題なども経営の悪化につながったんだろうというふうにも思っているところでございます。さまざまな要因が重なり、今日のような状況に陥ったんだろうというふうに認識しております。以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） 下山孝雄君。

○15番（下山孝雄君） 気になる点は職員給与費の対営業収益比率が平成26年から非常に高い値で維持

となってるわけなんです。これは先ほどの小児科の体制を整えた、これは評価されることだと思いますけれども、全体が外来も入院も落ちている、そういうことであればやっぱり収益が上らないんですから、それだけ先ほど町長も言ったように90の療養一般持ってますし、それから加美公立病院については、老健も持ってますから、100ですよ。こういった図体の大きいものを持って、図体大きいっていったらあれなんですけれども、そういった体制、スタッフもとっている。そういった体制をとりながら、やっぱりフル稼働しない。そうすればやっぱり経営悪化は、やっぱりなかなかそういったことになると思います。どうぞいろんな検討委員会設置されておりますし、それから先ほどの紹介も病院では隣接診療所、それから介護施設、それから大崎市民病院、それらと定期的な協議を行って、それぞれの意見をとっていくということもうたっておりますので、そういったものの紹介が少なくなったら、原因はどこ、何か、そういったことを検証する必要があるんじゃないかと思っております。

それから、病院内の検討委員会は事務長も1人入ってますけれども、あとは院長、いわゆる看護師長とか、メンバーはいわゆるその医療のプロですよ。事務長が入ってるから経営のこともそれはでないわけではないと思いますけれども、私はそういった組織であれば加美町にとってどういった医療が一番要望されているか、それから必要だか、どういった体制をとればいいのか、そういったものの検討がやっぱり住民の理解に結びつくと思うので、まあ要望になるんですけれども、ここで決定するというふうな話ではありません。やっぱり病院でそういったこともやはり検討していかなくちゃいけないかなと思いますけれども、少し時間もありますから、簡単に結構ですから、どうぞよろしくお願ひします。

○議長（早坂伊佐雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 議員のおっしゃるとおり、経営努力足りなかったと私も思ってます。紹介が少ないということも、そのあらわれだろうと思っておりますので、今、事務局のほうに私のほうからも病院も営業が必要ですよ。例えば、小さなデイサービスでも利用者確保するためには、例えば計画書、郵送でケアマネさんに送ることもできるわけですが、足でそこに行ってケアマネさんに、今こうこうですと、これぐらい余裕がありますと、あるいはこういったことを行ってますということの説明するわけです。ですから、ぜひご紹介してくださいということをやってるわけですから、ましてやこういった病院であればなおのこと、そういった営業とっていいかどうかわかりませんが、そういった取り組みということは、これは必要だと思っておりますので、これから病院のほうでもそういったことをやっていくということでもありますので、改善していくものだというふうに思ってます。

また、人件費高騰してるということも以前全協でもお話ししたと思いますけれども、実は色麻病院

のときからのものをずっと引きずってる面があるわけです。計画的な人の採用ということをしてきておりませんでしたので、ここ数年の間に大量に看護師あるいは介護スタッフというものがお辞めになりますので、それを急遽この数年間で補充してるという状況でありますので、それが人件費の高騰につながってるということも言えますし、経営の悪化にももちろんこれはつながっているわけでございます。

そういったことも含め、それから本当に必要な診療科は何なのかということも含め、しっかりとこれは検討委員会で検討していただくということが必要でありますし、それともう一つやはり専門家の視点ということが大事だと思っております。やはり素人、素人という言い方は失礼ですけども、いわゆるその道の決してプロではないわけです。ですから、やはりその専門家、病院経営等のやはり専門家の視点というものも、これ入れていかなくちやないんだろうということ、新年度におきましては、コンサルへの委託料も計上してるところでありますので、そういった方の助言などもいただきながら検討委員会でしっかりと検討していく、地域にとってなくてはならない病院、そして経営的にも健全な持続可能な病院、こういったものにしていくための話し合いというものをしっかりと検討委員会でやっていただきたいというふうに考えているところでございます。よろしく申し上げます。

○議長（早坂伊佐雄君） 下山孝雄君。

○15番（下山孝雄君） それでは、進まさせていただきますけれども、私たちが戦後のベビーブームということで私たちの下ぐらいまでが団塊の世代ということなんではないでしょうかね、7年後に全てが75歳以上になると言われております。75歳、後期医療については、もうこの倍、社保なんかに比べれば、もう数倍医療費が増嵩、これは仕方ないことですが、また高額医療、高齢者医療については、終末医療費がその半分を占めるということで、我が国のあり方では最後まで病気と闘うというようなことで医療費の増、今の7年後です。団塊の世代が75歳全部なった時点で医療費は今の1.4倍、58兆円になる。ですから国は削減、しかも医療保障の見直しは2年に一度、それと介護保険、これは3年に一度、ちょうどことしとその合わさった時期だから、その7年後を見据えて6年、次の改革まで抜本的な改革ですね、個別にはいろいろやってると思っておりますけれども、チャンスだということで医療費の削減、かなりいろんなことでやっていくと思っております。

この間、協議会で加美病院は病床数対看護師数が10対1、大崎市民病院は7対1、この間の協議会の説明では、それらの要件をお互いに7対1も10対1も国の削減計画の中ではかなり著しく要因が厳しくなっていくだろうというようなことで、加美町自身でも病床の見直し、それからケア病棟とかそういう方向も考えているようです。町長、13対1にするような検討というのはなされてますか。

○議長（早坂伊佐雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 詳しくは存じ上げておりませんが、10対1を維持していくという方向だとは聞いております。

○議長（早坂伊佐雄君） 下山孝雄君。

○15番（下山孝雄君） いろいろこの間も要件の点で説明をいただきました。いわゆるそこに移りやすく国が仕掛けていくといったらあれなんですけれども、ですから私は加美病院の役割としては13対1の検討も結構だと思うんです。

ただ、広域的な医療を見た場合、大崎市民病院、非常に私たち難病、高度な医療に対する地域住民の期待は非常に大きいですし、大崎市民病院は登米市、栗原市からも患者が来てるようなすばらしく今評価されている病院であります。そういった、この制度できたときは4万ちょっとのあれが、今40万近い7対1体制にとってる。大病院はみな収支を考えてそちらに移行した時期がありました。ただ、それで医療費が伸びたということもありまして、国はそれを下げようとしてる。まさか大崎市民病院が7対1から下がるようなことは、私は絶対これは広い地域で守っていかなきゃない。加美病院の13対1はあるいは考えても仕方ないかもしれませんが、全体的な医療にも加美病院の経営だけでなくそういった目も持っていただかなければと思いますけれども、簡単で結構ですので、よろしくお願いします。

○議長（早坂伊佐雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 当然大崎市民病院、そしてその中であって加美病院の役割というものを考えていかなくちゃならぬだろうと思っております。大事なことは、大崎市民病院、これは皆さんご承知のとおり2週間もすれば出されますから、その行く場所というのではないわけです。かつては個人病院の入院患者さんも扱っていたわけでありましてけれども、今は唯一この加美病院だけですので、そういった必要性というものは今後ともますます増大していくだろうというふうに思ってます。

そういった中で、いかに経営を維持していくのか、それからサービスの向上、皆さんの信頼に応えていけるのか、これはある意味では相反するところでもあるんですけれども、引き続き加美病院の果たすべき役割は大きいと思っております。そういった中で検討委員会等できちっと検討していただいて今後の方向性というものを示していただくということになるんだろうと思っております。よろしくお願いします。

○議長（早坂伊佐雄君） 下山孝雄君。

○15番（下山孝雄君） 構成2町の連携はとれているかとお尋ねをいたしました。いろんな町長、それ

から管理者、副管理者だけの話でなく、その部署部署で、担当で、そういったいろんな検討機関、そういったもので連携をとっているということで非常に安心したわけであります。

なぜこういったことを申し上げましたかといいますと、これまでちょっと私、病院の事務局に苦言を呈したことがあるんです。2つの事業、いわゆるバイオマスチップ、そのことと、あと病院のスタッフ、看護師などにする対策として住宅をつくったんですね。一つは間際で取りやめました。それから一つ住宅はこれ実現しました。そのときの過程で、どうも私はいわゆる先ほども言いましたけれども、お任せ的なところがあったのか。そのときの管理者、割とトップダウン的な考えをお持ちの方でしたか、事業の要旨、議会にかかったとき、私は事業のよしあしを言ってるのではなく、いつから加美町と協議しましたかって言いました。どうもそういった嫌いがあるって、連携を十分とっていかねばこういった厳しい時代にちょっと心配したものですから。ただ、町長同士だけで連携とってというんじゃなく、積み上げたものがあれば、それはそれでいいのかなと思いました。そういったことでちょっと言ってしまったんですけど。

それから、短くて結構なんですけれども、これもお任せ体質を、そこから脱却しなきゃないと私は思うんですけども、派遣、加美町2名、色麻町からは4名なんですけれども、事務長も、事務局長も病院組合、もうこれも色麻町、それから議会の構成も当然のように議長・色麻町、あと管理者に言えば、これもずっと何か管理者・色麻町、これずっと発足からの慣例でやってるわけで、規約見ますと互選でいいんですよ。それはどう、病院で決めていいんですけれども、町長はお任せでいいと思いますか。それとも応分の負担、むしろ交付税で来る、所在町に入る2億円を引けば、もう明らかに加美町のほうが余計多く負担してるわけですから、町長、そういう点、ここ、組合議会でもちょっと話、ちょっとあれだとしても、町長の考え、職員派遣をもっとするか、それからそういった執行機関、議決議会、議決機関、それらについて、もっと加美町の位置を占めるように考えてますか。どちらでも町長の考え、簡単で結構です。

○議長（早坂伊佐雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） なかなかこれは相手のあることでもありますので、こういった場で全てを語るわけにはいきません。どうしても、この加美公立病院については、誕生前の色麻病院の流れをくんでおりますので、私にはいろんな思いがありますけれども、必ずしもその思いをすぐに実現できるかという、そういう状況にはないだろうというふうに思っています。

ただ、お任せとも考えてはもちろんおりません。これもなかなかはっきりは申し上げられませんけれども、以前に比べれば大分意思疎通はよくなってると思っております。私も積極的に発言をしてお



ります。事務局にも先ほど申し上げたように直接改革、速度を上げて行うように話をしております。事務局の態勢そのものについても、果たして今のままでいいのかということもお話をし、私なりの考えも、こうあるべきじゃないかという考えも伝えてあります。職員、さっき申し上げたように2名、非常にこれは組合の中でも高く評価されています。非常にすばらしい職員を派遣してくれたということで高く評価しておりまして、彼らも人数は2人だけではありませんけれども、今改革に熱心に取り組んでもらっているところでございます。

人数をふやすかどうかということは、またこれはここで話しすることではありませんが、将来的にはプロパーがやはりきちっとやるべきだということだとは思っております。ですから、あるべき姿に向けてスピード感持って改革をしていくことが必要だろうというふうに考えております。以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） 下山孝雄君。

○15番（下山孝雄君） 職員派遣については、町長最後に述べられましたけれども、やっぱりプロパー、やっぱりこういった企業会計とかいろいろ専門家、どうしても特に加美町からの派遣は短期間になりやすい、人事管理もありますし、色麻町は少し事務長、局長についてはちょっと私が見た限りではもう一度戻ってきたり、あと少し長めになったり、やっぱりそれだけ専門的な積み上げたものがやっぱり求められるんだと思います。私たちのほうの職員は優秀ですからそれはこなしてくれると思いますけれども、将来的には人を出すか金を出すかだと思います。人を出さなければ、組合でプロパーを育成していけばお金は出さなきゃない、どちらがいいか、こういったものもやっぱり十分検討して、いろんなものに想定しなければ、そういった知識を得ていただかなければ力が発揮できないのかなと思ったりも、そういったこともちょっと触れさせていただきました。

在宅診療医療について、きのうですね、同僚議員が質問されました。また、その中で町長も人として終わるときはやはり家庭でというような、それが理想だというような根本的な考えをお聞きしましたので、それは私も同感であります。ただ、先ほども出ましたけれども、横山先生の非常に強い熱意で実現した、ほかでもやっていますけれども、先ほど町長70名くらい、私このあいだ聞いたときは60数、60名の、まあちょっとそれは、それを24時間体制でやっていただいている、ですからサポート体制も必要だと思います。月1回2回だけのサポートではちょっとやっぱり大変かなど。岩手県の山田町、県立病院なんですけれども、そこでは非常に県内一のいわゆる在宅医療、そして看取り、亡くなることですから、それが県内一ということで非常に注目されておりましたけれども、今はやっぱりそういった種々の問題で昼間だけの診療にとどめておるような状態です。それでどうやっているかという、やっぱり通院、通院をお願いする、そういったものはなかなかできないので、そしたら件数はやっぱ

り大分減って、ただ通院してくださいではだめで、通院介助、これらに随分力を入れているようです。要望みたいになってしまいます。そちらで検討していただくことで十分なそういった態勢で検討、継続してやるためには、やはり何かあるということではだめだと思います。そういったことで十分なる対応をお願いしたいなと思っております。

また、もう一つ、病院の看取り、これも住民も随分言われます。住民に言われるだけでなく、私も母親を大変加美病院でお世話になりました。本当にありがたかったんですけども、ただ、最後、亡くなる前の日の10時ごろ、慌てさせないためだと思うんですけども、極めて落ちついて、来れるんだったら来てもらうといいですね。すぐ駆けつけました。女房と。行く途中、こういったこと何回かあって亡くなるようなことなのかななんて話しながら行きました。そして、そこに行ってみますと機械なんかもうつけてもらって、看護師さんの説明では病院、先生とは連絡してますからと。それで寝てるのかなと思って交代だということで私が見ていたんですけども、1時間もしないうちに素人目でも、心電図ですか、おかしいので、すぐ言いに行ったんですけども、すぐまた医者にも連絡してもらったけど、先生は来れないそうですというようなこと言われました。そして日が明けた、もう亡くなりました。そういうことなのかなあと思ったんです。ただ、我々亡くなった後のことを考えてしまっ、て、お世話さまでしたと。

その後、そういうことではと思って、この後亡くなった親戚とかいろんな人たちに聞いてみますと、すごい多いです。会わなかった。全然意思の疎通もできなかった。そういったこと、亡くなる病院といわれるくらい亡くなる人も多い。いろいろ病院の看取りというのは予想されるのではないのでしょうか。ある程度の状況を、もうちょっと早目に、亡くなることにスタッフがなれてもらっては困る。私、病院で、町長も記憶あると思いますが、2回質問させていただきました。やっぱりこれはそういった亡くなることになれてもらっては困る。常に緊張感を持って、やっぱり見回る方が何人か重点的に見回らなければならないと思います。やっぱりどうしても最後は電話受けた状態とか、できれば一言くらい言葉交わせればお互いにいいかと思うんですけども、そういった点も、これは何回も語って、これをこうだこうだっていう話じゃないので、ぜひ語っておかなきゃいけないことかなと思いました。

それから、震災の対応、先ほどの町長から出た酸素を使ってる方の対応、非常によかったということで加美病院の評価、私もお聞きしました。

それと、もう一つ、ちょっと事務局にも話しておりますけれども、いろいろ震災のときにちょっと困ったのが透析の方々でした。心配が先ですから病院から先に連絡いただかないと不安なんですよね。息子が仙台とか古川とか受け入れ先を一生懸命探したんです、そういったことを想定してないから多

分みんなへの連絡は遅れると思います。やっぱりそのとき加美病院で、なしてやってけねんだやというように、中新田にあるクリニックは加美町だったら30人とかってありますけれども、岩出山、あつちの玉造郡まで入ってるようです。かなり盛況、盛況っていったらあれなんですけども、今の時代、透析の患者が多いです。そういった声、何か検討された経過はありますか。

○議長（早坂伊佐雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） そこまでは承知をしておりません。聞いてはおりません。

○議長（早坂伊佐雄君） 下山孝雄議員に申し上げますが、できるだけ質問に入る前の説明に関しては、できるだけ簡潔にお願いをしたいと思います。

下山孝雄君。

○15番（下山孝雄君） 議長からそういったお話ですけれども、前は私もそういったことでちょっと余り持論は余り、できるだけ町長の引き出す、そういった基本的な考えでいました。また、この病院の問題については、先ほども言いましたようにどうしても要望・意見になってしまいますし、それから議会運営委員会で決めたのは議員の発言30分ですよ。ですから、ある程度それは、ただ気をつけなきゃいけないのはおおむね1時間、ちょっとなかなか守らない状況もあると思いますけれども、そういったことでそれはちょっと今までのあれともちょっと違ってきているのではないかなと思いますので、それはどういうことになりますか。

○議長（早坂伊佐雄君） 一般事務組合に関する質問については、ある程度制限がございますので、先ほどいろいろ背景があるので聞いておりましたけれども、あえて申し上げさせていただいたことがございます。

下山孝雄君。

○15番（下山孝雄君） それでは、時間もありますので、最後にこの病院改革ですね、改革プランに沿ったことをやっていくわけでありましてけれども、全体的な報告を見ますと収入の増加はかなり厳しい、収入を得るといことは厳しいというようなこと出ておりますし、いろんな諸条件あるいは機械の更新とかいろんな儉約をしても、経費は儉約・節約を行ったとしても増加は免れない、逃れられない、そういったようなことで、やっぱり継続的な繰り入れ、このマイナス分の繰り入れをやっぱり継続していつてもらいたい、こういった基本的な考えであります。それは安心料とか病院の維持費のためには必要だと思いますけれども、そうすると別な対策が必要になってくると思います。国、県に対するそういった地域での医療を守っていく上でのいろんな要請、これ行ってもらいたいなと思っております。

最後に、患者優先で病状に対してどこの病院に行くかは患者が決めることで、そういうことになります。現状の診療、医療制度の中では加美病院の運営だけに気にしてもなかなか地域医療全体での役割、そういったものを果たすことができるのかなと思います。そういった意味で先ほどとも重なりますけれども、一体どこで地域医療のための診療が必要だか、そういったことも十分検討していただきたいと思います。

まあ、経営改善の特効薬はないと思います。もしあったとしても誰が一体飲むのか、多分非常に苦い薬だと思いますので、やっぱりみんなで分け合って飲まなければならないかと思います。どうぞ公立加美病院の運営がこれからも住民の要求に十分果たせるような機能を保っていくように、どうぞ皆さん方と一緒に頑張っての努力を必要とされるのなと思います。

質問を終わりたいと思います。

○議長（早坂伊佐雄君） 答弁は要りませんか。

○15番（下山孝雄君） 済みません。じゃ、もう一回だけ、時間過ぎましたので。

○議長（早坂伊佐雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） しっかりと公立加美病院の方向性というものを検討委員会でも議論していただき、議会でもきちんともんでいただいて示していきたいと。当然国、県等への要望についても、これは引き続きやっていく必要があるというふうに思っております。

それから、やはりこの病院の、いかに、2025年問題に今突き進んでいるわけでありましてけれども、いかにこれを維持し、そして町民のご期待に応えていけるかということ、議員の皆さん方のご意見も賜りながら取り組んでまいりたいと考えております。よろしくご協力のほどを、お願いしたいと思います。ありがとうございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 以上をもちまして、15番下山孝雄君の一般質問は終了いたしました。

暫時休憩いたします。11時15分まで休憩とします。

午前11時05分 休憩

---

午前11時15分 再開

○議長（早坂伊佐雄君） 休憩を閉じ、再開いたします。

通告8番、17番三浦又英君の一般質問を許可します。ご登壇願います。

〔17番 三浦又英君 登壇〕

○17番（三浦又英君） それでは、17番三浦でございます。

定例会3日目で大変お疲れのことと思います。木村議員を初めとしまして複数の議員の方々と私の質問が重なっておりますので、議員の皆様にご了承をいただきたいと思います。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

1点目は世界農業遺産認定についてであります。昨年12月、国連食糧農業機関から巧みな水管理などが評価され、大崎耕土が世界農業遺産に認定されました。今後の遺産の保全・継承・活用などについて、以下の内容についてお伺いします。

1つとしまして農業振興策について、2つに居久根の保全について、3つとしまして移住・定住・交流について、以上です。よろしくお願いします。

○議長（早坂伊佐雄君） 町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） それでは、三浦又英議員からのご質問であります世界農業遺産認定について、3点お答えさせていただきます。

他の議員にも既にお答えをしているわけでありませうけれども、この大崎地域世界農業遺産推進協議会というものがございます。この協議会ではこの生きた遺産を次世代に継承していくためのアクションプランを平成30年度に策定する予定となっております。アクションプランの中には世界農業遺産認定制度の導入、就農者支援、6次産業化の推進などが盛り込まれる予定となっております。町としても、既に6次化対策等々進めておりますので、このアクションプランを取り入れた形で農業の振興対策というものを図ってまいりたいと考えているところであります。

居久根の保全についてのご質問です。大変実は昨日、私も外務省からの手紙、感謝の手紙、感謝と申しますか、FAOの事務局次長がお見えになったときに私も若干お会いする機会があったものですから、そのことに対する感謝のお手紙だったんですが、大変この居久根について高く評価をしているんですね。いわゆる水田の中に点在する居久根ということで評価をしておりました。私たちにとっては余り珍しいものでもないんですが、そのようなことのようにございます。

ですから、この居久根というものを、どう保全していけるのか、これは本当に知恵を出していかなくちゃいけないだろうなというふうに思っておりますので、こちらについても大崎地域世界農業遺産推進協議会の方針なども踏まえまして、それからこれは1市4町で取り組むことですから連携をとりながら、お互いに意見を交換しながら取り組んでいかなきゃならないことなんだろうというふうに思っております。現時点では、具体的にこうだというのは持ち合わせておりません。

次の、認定用農産物のブランド化、観光、移住・定住などにどのように活用していくのかというこ

とでありました。これが一番大事な点なんだろうというふうに思っております。せっかく日本で初めての水田地帯での認定でございますし、恐らくは今後こういった水田地帯が認定されることはないだろうというふうに言われておりますので、やはりこの認定というものを有効に活用して農産物の付加価値を高めていくという取り組みが大事なんだろうというふうに思っています。先ほど申しあげましたアクションプラン、平成30年度中に策定予定となっておりますが、この中にも認証制度、いわゆるブランド化のための認証制度というものがありますので、こういった取り組みを一体として、地域一体として取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

また、観光への活用でございますが、実はこの1市4町認定された大崎耕土の中で一番農耕文化が根づいているのは加美町なわけですね。例えばお祭りについても奇祭とも言われておりますけれども焼け八幡とか水祝儀とか裸カセドリとか、こういった文化も根づいている。さまざまなそれから食文化ですね、餅文化を初めとする食文化というものも根づいている。また、豊かな水田風景というものも広がっている。こういった文化、伝統行事、風景、風習、さらには農業体験、現在グリーン・ツーリズムで多くの子どもたちを中心に加美町に来ていただいております。一番グリーン・ツーリズム盛んなのは加美町というふうに言われておりまして、今、海外からも年に4、5回は来ていただいているところであります。

ですから、こういった農業体験なども大きなこれは観光資源であろうというふうに思っておりますので、今申しあげたような観光資源を活用した、なお一層の観光客の増加というものにつなげてまいりたいというふうに考えているところでございます。こちらアクションプランの中で方針が示されるということになっておりますので、そことも連動しながら取り組んでまいりたいというふうに考えております。

また、移住・定住の促進に関しましても、今年度も来年度に向けて農業隊員2名、協力隊員を募集しているわけでありまして、やはりこれなどもホームページに掲載することも含めて、どうせ農業やるならば、この世界農業遺産の地、それも加美町は今回のテーマは巧みな水管理ですから、水の源である加美町でぜひやりましょうというふうな呼びかけは私は十分できるんだろうし、そういったことが一つのアピールポイントにもなっていくんだろうと思いますから、こういったことも十分に活用させていただければというふうに思っているところでございます。そういったことを通しての移住・定住促進なども取り組まなければならないことだというふうに考えております。

また、いわゆる世界農業遺産ツーリズムの推進なども、先ほど申しあげたアクションプランの中でも方針が示されるものと考えておりますので、加美町のみならず全体で連携をしながら移住・定住と

いうものにも取り組んでまいりたいと思っております。他の議員さんにもお答えしたように、昨年、今年度といたしますか、初めて県北7自治体での移住・定住セミナーも実現したところでもありますから、そういったところとも活用しながら移住・定住の促進にも活用していきたいというふうに思っております。

現在、ふるさと回帰、田園回帰というものが一つの大きな潮流となっておりますので、この潮流を十分生かして、より多くの方々に、この加美町にも移り住んでいただけるように世界農業遺産についても活用してまいりたいと考えておるところでございます。

以上、世界農業遺産関連についてお答えさせていただきました。よろしく申し上げます。

○議長（早坂伊佐雄君） 三浦又英君。

○17番（三浦又英君） それでは、順を追って詳細に質問をさせていただきます。

まず、農業振興策であります。世界農業遺産については、町長もるる答弁をされてます。次代を継承するということで重要な地域が世界農業遺産に認定されるんだそうですね。そして、国連食糧農業機関が2002年に設立しまして、これまで日本、中国など19カ所44地域が選ばれているそうです。日本では能登の里山・里海など8地域が既に認定されておりますが、東北では大崎市が初めて選ばれておるわけでありまして。先ほども町長の答弁の中にありますとおり、農産物のブランド化なり地域活性化に効果が期待されてると思っております。

昨年12月13日の1市4町の首長さん方の記者会見、世界農業遺産認定の思いがそれぞれ新聞で報道されておりました。就農者の確保の課題に関しましてそれぞれ意見が出されておりますが、その中には農業高校への働きかけとか荒廃農地を農地に戻し、後継者に渡す仕組みの整備とか、農業経営の組織化の推進、農家の誇りの醸成、猪股町長は畜産や薬草栽培などの稼げる農業への転換と話されています。

そこで、関係する農業振興策ですが、まず畜産に関する農業策について、振興策について伺います。

町長は施政方針で、その施政方針に目を向けますと、薬菜放牧場を拠点施設としての経営の推進、事業では加美町内肉用子牛導入促進事業の奨励金の増額等々新規事業として畜産振興を図るようですが、実際子牛の市場の実態、農林課長、多分退職の挨拶も含めてなると思いますが、よろしく申し上げます。

○議長（早坂伊佐雄君） 農林課長。

○農林課長（早坂雄幸君） 農林課長です。

私、最後の一般質問の答弁になると思われます。これまで延べ41人の議員さん方から通告をいただきまして、回数的には百数十回答弁する機会を与えていただいたんだらうというふうに思っております。大変お世話になりました。ありがとうございました。

それでは、早速、畜産振興ということで薬菜放牧場を中心にしました畜産振興策ということで、平成30年度の当初予算に上げておりますが、現在子牛価格が高騰しているということで、ご案内のとおりでございます。平均80万円近い価格で推移しているという状況でございます。そのことによりまして町内に肥育農家9軒ございますけれども、肥育農家が子牛を求めるのに大変苦勞しているという状況でございます。このような状況を踏まえまして平成29年度に従来支援策として3万円の補助をしておったわけでございますけれども、平成29年度に5万円ということで2万円増額しております。それでも子牛価格が今お話し申し上げましたように高い推移を示しておりますので、平成30年度にいろいろ検討いたしまして肥育農家の救済といえますか、そういう形で新たな事業としまして肥育農家への救済事業ということで子牛の導入金額に応じて支援するというので、最高10万円を限度額としまして肥育農家に対する支援策を打ち出したところでございます。

詳細については、予算の特別委員会で質問があるかと思われますので、そのときにお話し申し上げたいと思います。以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 三浦又英君。

○17番（三浦又英君） 大変、百数十回の質問に答えるということで大変お疲れさまでした。ご苦勞さまでした。

そういうことで、実際なかにおいて子牛の価格が上がってるということになりますんで、なお肥育農家9戸ということでございますが、これからも肥育農家がふえることを期待申し上げるものでございます。

次に、薬用植物ということについては、先に質問されてる議員の皆様方から質問して答弁いただいておりますが、本年度は苗をハウスで育てまして、均一した苗の提供と栽培マニュアルをつくり、試験栽培を継続してまいると、そして作付面積や品目をふやす計画のようではありますが、私は居久根というのはその環境に適しているのではないかという思いがしております。ですから、居久根に適した品種の試験栽培や河川地の砂地の試験栽培など、広く栽培地を選んでいただきまして作付の面積の拡大なり品種をふやすなりしてはどうかという思いがしておりますが、どうでしょうか、お伺いします。

○議長（早坂伊佐雄君） 農林課長。

○農林課長（早坂雄幸君） 農林課長です。



居久根の機能につきましては、多面的な機能を有しているということで、薬草とかそういうものが昔は居久根の中にいっぱいあったと言われております。現在、大分その居久根の伐採等、あと一部倒れたりして、その保存状況がどこまでかというところまでは把握はしておりませんが、昔は居久根のそばにいろんなものがあるって、そこから採取して生活していたんだろうなというふうに思われるわけでございます。

ただいまご指摘がありました、その居久根とかに適応する薬草を栽培してはどうかというご質問でございますが、薬草につきましては、日陰を望むものとかいろんな環境条件があると思いますので、町といたしましても、この薬用植物、現在ムラサキをやっているわけでございますが、今後ムラサキの一品種だけでは産地化に向けてどうなのかなという思いもございまして、産地化に向けていろんなものを今、実証試験やっているところでございます。平成30年度は、ただいまご指摘ありました産地化に伴う、やっぱり品種を拡大するとともに、やっぱりマニュアルを作成することが非常に大切なのかなというふうに思っております。引き続き前にもお話し申し上げてお思いますけれども、草野先生という方がおりますので、先生のご指導をいただきながら産地化に向けて品種をふやしていきたいなというふうに考えているところでございます。以上でございます。

済みません。答弁漏れありました。

それから、作付場所につきましては、現在芋沢地区の畑を中心にやっているわけでございますが、今年度は会員の方おりますので、会員の方にも苗を配布するというところで、会員の方にも苗を配布して、トータルで約20アール、2反歩ほどの収穫を見込んでおまして、将来的に畑だけじゃなくて水田活用というようなことも視野に入れながら進めてまいりたいなというふうに考えているところでございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 三浦又英君。

○17番（三浦又英君） 20アールほど作付、会員の方にやるということですが、今私が提案しましたとおり、ぜひ居久根とか砂地にも実証圃をつくっていただきまして、お願い、つくっていただきたいという思いがしております。

それでは、次にいきます。町長がこれからの世界農業遺産認定後に事業を進め、アクションプランという答弁をいただいておりますが、具体的な取り組みとございますか、これについても報道されておりますが、アクションプラン作成とか、それが中身は結局フィールドミュージアム構想の検討とか、農産物の販売促進とブランド化とか、世界農業遺産ツーリズムの推進、あと居久根や用水路、ため池の保全活動、5つに市民参加による田んぼのモニタリング調査というものが多分協議会での進め方と

いう思いがしておりますが、今回、町で事業を進める、取り組むものと協議会で取り組むものと別ルートで答弁を聞いておりますといくのではないかという思いがしておりますが、その辺についての考えをお聞きします。

○議長（早坂伊佐雄君） 農林課長。

○農林課長（早坂雄幸君） 農林課長、お答えいたします。

協議会のアクションプランについては、今お話のあったとおりでございますが、今現在確認されていることは各種調査事業ということで生き物調査でありますとか居久根の調査、それから認証制度の検討、それからフィールドミュージアム構想の検討ということで、アクションプランにおいて、このようなことについて今後詰めていくと、平成30年度に詰めていくということになっております。具体的にどうするのっていうことまでは、まだ決まっていないという状況でございます。

町といたしましては、この大崎地域の協議会の中でのアクションプランの中でいろいろなことが決まってくるんだろうというふうに考えておりますが、町として、それでは単独で何ができるかということにつきましては、このアクションプランを参考にしながら、農林課だけでできるものではないと思っておりますので、商工観光課なり、ひと・しごと支援室なりと協議の上、移住・定住、それから観光に向けて、一体的に何ができるかというようなことを視野に入れながら検討すべきであろうというふうに考えております。

そのために町としての協議会みたいなものを設置するのかというところまでは、まだ詰めてはいないんですけども、今後いろんな形で関係課と、それから関係機関との連携を図りながら進めていくことが大切なのかなというふうに考えているところです。以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 三浦又英君。

○17番（三浦又英君） この世界農業遺産を進めるに当たりまして、関係課と協議する、あと協議会の設置ということの答弁いただきましたが、大崎市では機構改革で部を越えた、調整役を担う農業遺産推進官を配置する計画のようですね。さらには、計画推進のためにこれまでの担当課を「世界農業遺産推進課」と改称して取り組みされるということが報道されております。

町長、本町における世界農業遺産に関する業務について、どのような態勢で進めようとしているのかお伺いします。

○議長（早坂伊佐雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 基本的には、このための、これを所管する新たな部署をつくるというふうには考えておりません。農林課を中心として関連する部署が連携をしていくということが必要だというふ

うに思っておりますので、そのための横軸、横の横断的な組織、組織といいますか、そういったものは今後推進、「推進会議」かなにか名称は別として、そういったものは開催をして連携をしていく必要があるんだろうと思っております。

それと、このアクションプランはアクションプランとして、1市4町で足並みをそろえて取り組んでいくもの、当然これが出てきます。それから、各市・町が独自に取り組んでいくものというものも当然これ出てくるだろうと思っております。市・町が独自に取り組んでいくものについては、加美町におきましては、地方創成というものをきちっとした方向性を示して取り組んでおりますので、その中にどうこれを生かしていくかという視点が私は大事なんだろうと思います。世界農業遺産に指定されたから、じゃ何か新しいことしましょうではなくて、もう既にさまざまな取り組みをしておりますから、その取り組みを、さらに推進するために世界農業遺産という世界的な機構のお墨つきをいただいたわけですから、これを活用していくということが必要なんだろうというふうに思っているところでございます。以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） 三浦又英君。

○17番（三浦又英君） 課長、3月に退職ということで再任用の希望をされておりますか。（「はい」の声あり）ということも考えますと、これまで培ってきた農林課長がおるわけですので、その辺についても町長の考え、もう少しちょっとしておくとうれしいなと思っております。

それでは、次に移ります。居久根の保存であります。2月1日に国連食糧農業機関のダニエル事務局次長が古川を訪れております。訪問先の方から、居久根は風や雪、洪水から家を守るんだと、薬草や果実を与えてくれておりますし、昆虫や鳥などの生き物のすみかにもなってるということで居久根の果たしている役割を、説明を受けたことが報道されておりました。事務局次長は、知恵を生かした古くて新しい仕組みであると。環境に配慮した持続可能な生産システムで経済的なメリットもあるということをお話しして、生物多様性に寄与する居久根が残る環境を評価したという報道がされております。

既に、大崎市では大崎耕土一帯を旅行商品としまして誘致しようということで大手旅行グループを招きまして、居久根のある農家を案内しまして意見を交わしております。このことを踏まえまして、居久根の保存につきまして、今から手を出していかないと、これまでに増して伐採が危惧されます。木村議員の居久根の保存に関しまして答弁におきましては、個人財産への規制も含めて条例の方向について協議会で詰めることという答弁もいただいておりますが、ぜひ条例化に向けての議論を重ねていただきたいと思います。お聞かせください。

○議長（早坂伊佐雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 現在条例化については、検討しているわけではございません。これは非常に私は慎重に取り組むべきことだろうと思っています。居久根の役割というのは大分変わってきてるんだろうと。かつては茅ぶきの家、そしてそこに居久根があって家を風雨から守るという大きな役割があったわけですし、それから杉っ葉については、これは燃料として使われたわけですし、それから50年もたてばその木で小屋を建てたりというふうな、そういった自然のサイクルがあったわけです。

ただ、生活様式が全く変わりましたので、多くの方々は家を建てかえる。そうしますと、居久根が必ずしも必要なくなってきたと。逆に居久根がトタンを腐食させたり、それから雨樋を詰まらせた、それから杉っ葉の処理に困るという、実はそういった負の面も出てきているのも事実だと私は思います。

ですから、居久根というものを、私はこれを保全するという、そのために条例をつくるということは、本当にこれは慎重に考えなくちゃいけないだろうと思います。住んでる方の立場というものを、私はやはり一番に考えるべきなんだろうというふうに正直なところ思っています。

ただ、そういった中で今言ったダニエル次長なども、いわゆる水田に浮かぶ島のような風景がすばらしいというようなことを何かおっしゃってるようなんですね。確かにそれはそうだと思います。それには私は異論を挟むものではありません。そうであれば、このじゃ景観を、どうやって維持していくかということですね。これは大変私は知恵が必要だと思っていますし、これはあくまでも私の個人的な考えですが、必ずしも杉にこだわる必要はないだろうと。例えば会津に行けば桐を植えて、昔は娘が嫁に行くときに、それで桐だんすをつくってあげたというふうな風習があるとも聞いておりますが、必ずしもこれは杉にこだわる必要はないだろうと。例えば今、加美町が取り組んでいる薬用植物の取り組みの一環として薬用木を植えていくということも私は一つの考え方なんだろうと。

実は町で、広原地区で一部杉を皆伐したわけでありましたが、そこにキハダを200本植えましたが、これが全て根づいてるんです。非常にこれはキハダというのは強い木なんだなということを改めて思ったんですが、これは十二、三年たちますと生薬の材料として売却ができるようになるわけですから、50年、60年たって、結局は中に穴があいてて建材としても使えないというふうな実は問題も杉にはあるわけです。ですから、ちょっと発想を変えないと、この居久根の保存というのは大変難しい問題なんだろうというふうに思っていますので、皆さん方のご意見も聞きながら、知恵を結集して、どうやってじゃ保存していけるのか考えていく必要があるだろうというふうに思っています。

あくまでも私の私見ではありますが、申し上げさせていただきました。

○議長（早坂伊佐雄君） 三浦又英君。

○17番（三浦又英君） 私も居久根については、杉にこだわってるわけじゃないんです。ですから今、新しく町長が薬用木という話も出てまいりましたんで、その辺も検討していただきまして、新しい居久根のあり方についても、いろいろと検討していただくことをお願いしたいと思います。

それで、移住・定住・交流拡大について移らせていただきます。

先ほど町長は、これに関しまして、るる答弁をいただきました。人口対策としまして定住人口・交流人口に続く第3の道としまして「関係人口」という言葉がよく聞かれます。米木議員からも、この関係人口については既に質問をされておりますが、町長の答弁もされてます。総務省は平成18年度に移住と定住の促進だけでなく、若者を中心に都市住民が農村に何らかの形でかかわる関係人口の拡大に向けた支援事業を、全国に30ほどモデルを指定すると。それによって地域外の人々を呼び込む農業体験、ツーリズム、うちもやってますけれども、伝統行事やボランティア活動、地域の魅力をPRする広報活動関係についても助成をしてみようと。ですから、高齢化や過疎化に悩む農村地域の活性化につながる事業であると私も思っております。町としましては、国が今後、地域内外の交流を後押しする関係人口をふやすとともに移住の増加につなぐ考えはないでしょうか。町長、お伺いします。

○議長（早坂伊佐雄君） 農林課長。

○農林課長（早坂雄幸君） 農林課長、お答えします。

ただいまお話しありました総務省の移住・定住に向けた対策ということで私も新聞で見っております。平成28年度事業で関係人口の創出事業ということで国全体で2億5,000万円の予算をつけているということで、都市住民が参加するイベントの開催や農作業ボランティアなどの受け入れなどの取り組みに助成というようなことで関係人口をふやそうとするものでございます。

総務省でそれに向けて移住の意向調査も発表しておりまして、移住理由に第1位に気候や自然に恵まれているということが47%ということで、次に第2位が働き方や暮らしを変えたいという方が30%おるということで、まさに世界農業遺産に認定されたこの地域が気候や自然に恵まれていると。それから働き方や暮らし方を变えたいということにマッチしているのかなというふうにも思っております。

関係人口は地域にかかわってくれる人口のことだそうでございます。今まで交流人口という形でいろいろあったわけでございますけれども、自分のお気に入りの地域に週末ごとに通ったり、頻繁に通わなくても何らかの形で、その地域を応援してくれるような人たちだということが言われております。そのためにどうやっていくべきかというような政策の視点も出ておりまして、きのう米木議員のほうからもお話ありましたように、最初は無関係な人を、例えば特産品購入で町に来ていただく、次には

ふるさと納税をしていただく、次には頻繁な訪問をしていただく、それから2地域居住、それから最後に移住というような形に向かっていくのが理想だというようなことが言われております。この関係人口をふやしていくことが定住人口につながるというようなことが言われております。

以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 三浦又英君。

○17番（三浦又英君） 今、課長から、るるお話をいただきました。2月27日の全協において、出生率、流出率、定住増加についての地区別人口シミュレーションの結果を説明を受けました。これは小学校単位で懇談会で説明を催すということでございますが、地区別人口シミュレーション結果も踏まえて、町長、関係人口に関しての所見をお伺いします。

○議長（早坂伊佐雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） やはり関係人口をふやしていくということが定住人口・移住人口の増加につながっていくんだろうというふうに思っております。ですから、新年度から旭地区、宮崎西部地区をモデル地区として取り組むことにしておりますので、いかに関係人口をふやしていくか、やはりこれは行政だけでやれることでもありませんし、やるべきことでもありません。地域の方々が主体となってそういった関係人口の増加に取り組んでいくということが大事なんだろうというふうに思っておりますので、既に答弁もしましたように、これから地域の方々が旭小学校の跡地利用ということも考えていただく、意見を出していただくと思いますから、しからばその旭小学校を、どうやったら関係人口をふやすための拠点にも、もちろん地域の拠点ということが第一でしょうけれども、関係人口をふやすための拠点にも活用していけるのかと、そういった視点から話し合っていただくことも非常に重要なんだろうというふうに思っておるところでございます。以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） 三浦又英君。

○17番（三浦又英君） 幾つかの自治体で関係人口への取り組みも新たに始まっておるようであります。何らかのかかわりをもちまして、持ちたい都市住民に関して、地域や地域の人々が多様にかかわりを持ちましておもしろい人、おもしろい地域、おもしろい場面を積極的に地域みずからつくっていくことが大事であるという学者様のお話もあるわけでございますが、町長が話しており、旭を拠点として進めてまいるといようなお話でございますが、全学校単位でこれに関しては説明をされるわけですので、それぞれの各地域から意見をいただきながら、よりよい人口増につなげていくことをご期待申し上げます。

それで、これが農業遺産について最後の質問をさせていただきます、町長の答弁で終わらせてい

たきます。

木村議員も質問しておりましたが、4月19日、イタリアのローマであります世界農業遺産の認定証授与式に町長は参加されるんでしょうね。はい。町長は参加されるということでございますので、町長は施政方針で行政と議会が両輪だという問いをかけてます。ですから、町長どうでしょうか、議会の長である議会議長に、どうでしょうか、一緒に同行していただけませんかという言葉をかけていただけないか。どうでしょうか、お聞きします。

○議長（早坂伊佐雄君） 私が決して質問依頼したわけではないことを申し添えておきますけれども、町長。

○町長（猪股洋文君） このことについては、1市4町協議会のほうで全首長、いわゆる首長といいますがのは会の会長、副会長という立場にあるものですから、全員で参加をしましょうという形の中で私も参加をするということになっております。ちょっとほかの自治体もどんなふう考えているのか、私も把握しておりませんので、今ここで何とも申し上げられないんですが、足並みをそろえて1市4町でそういった方向でということであれば、それは大いに歓迎すべきことだろうというふうに思っているところでございます。行きましようと言って、じゃ誰が金を出すんですかとなったとき、旅費は自前でというわけにもこれはいきませんので、やっぱりこれは協議会の中できちっと話し合った上でじゃないとなかなか私も答えづらいところでございます。そんなことでご理解いただければと思います。

○議長（早坂伊佐雄君） 三浦又英君。

○17番（三浦又英君） ぜひ先陣を切っていただきまして、行こうという言葉が大きくご期待を申し上げます。

それでは、2点目に移ります。2点目の質問は重症心身障がい児者の支援についてであります。

在宅で生活し、医療行為やケアを必要とする重症心身障がい児者の介護は主に家族が担っていますが、家族が休息をとれるよう放課後デイサービス事業所及び医療型短期入所施設の確保が求められております。と思いますので、障がい児者への支援対策について伺います。

1つは重症心身障がい児者の現状について、2としまして大崎地域及び県内の整備状況と取り組みについて、3としまして町の対応策について、以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） ただいまの障がい者の関係、の質問でございますが、まずこの医療的ケアについてであります。この医療的ケアといいますのは医師の指示、医師や看護師の指導、支援態勢のもと、

本人やその家族、支援者等が治療目的ではなく生活支援を目的として日常的に行う医療行為でございます。具体的に言いますと、酸素療法、それから喀痰吸引、胃ろう、人口呼吸器、経鼻経管栄養など、こういったことを指しております。

医療的ケアを必要としております方々、重症の心身障がい児・障がい者は町内には15名いらっしゃいます。うち、12名は18歳以上の方でございます。未満の方は3名ということでございます。こういった方々は医師の指示によりまして訪問看護と在宅介護や重度訪問介護などの障害福祉サービスを利用しながら在宅での生活を続けている状況にあります。現在、地域に医療的ケアに対応できる障害福祉サービス事業所がございませんので、そういったご家族にとってはご負担が大きいのだろうというふうに考えているところございます。

居宅において介護を行う方の疾病や冠婚葬祭などの理由により短期的、短期間施設入所が必要となった場合は医療的ケアの対応が可能な療養型短期入所事業所に入所することになっておるわけですが、現在の設置状況、県内の設置状況は仙台市に4カ所、気仙沼市・登米市・栗原市・石巻市・山元町に各1カ所ずつの9カ所のみとなっております、大変地域の遍在が大きい状況となっております。

続きまして、大崎地域、県内での整備状況と取り組みについてということですが、宮城県では今申し上げたような地域遍在という大きな問題がありますので、この課題解決のため医療型短期入所モデル事業を実施し、医療機関の病床を常時確保することにより医療機関に医療型短期入所を設置する委託事業を実施して、県では実施しているところでございます。利用希望者が緊急的にすぐに利用できる体制整備を図るため、近隣市町村、市・町とともに大崎圏域の医療機関等に受託の働きかけを行ってまいりたいと考えております。

昨年5月大崎市に、医療的ケアを要する児童や発達障がいのおそれがある児童の保護者から、保育所や放課後等デイサービス事業などの通所施設において、医療的ケアを要する児童についても受け入れてほしいという旨の要望書と7,000人を超える署名簿が提出されました。これを受けまして医療的ケアを要する児童のうち、未就学児については大崎広域ほなみ園で受け入れられるように看護師を配置しまして園及び1市4町の構成市・町の担当者が現在準備を重ねているということでございますので、平成30年度から受け入れが可能になるだろうというふうに思っております。

就学後から利用できる放課後デイサービス事業所における医療的ケアを要する児童の受け入れについては、大崎地域障害者自立支援ネットワーク会議で今後検討していくこととしております。

町の対応でありますけれども、こういった県の動き、それから広域の動き、こういった動きとあわせ



て連携を図りながら、障がいのある方やそのご家族が安心して暮らせるまちづくりに取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 三浦又英君。

○17番（三浦又英君） 重症心身障がい児者の中に常に医学的管理下に置かなければ呼吸関係についてもどうしても医学的ケアを必要とすると聞いておりますが、先ほど町長が未就学児については大崎広域で平成30年に開設するということであります。私も予算書見ましたら何かそれらしいものが計上されているようでありますが、放課後のデイサービス事業につきましてもケアネットワークで検討されているということですので、早急に実現することを切望します。

それで、先ほど県内の医療型の短期入所施設の実態について仙台市4カ所とか含めまして9カ所のみであるという、それで25人しかできないんです。ほんの少数です。仙台市を除きますと2,000人以上のそういう方がおられるという話を聞いております。そんな関係で県が委託事業ということで平成28年に登米市の米谷病院、平成29年には栗原市の若柳病院に事業が始めております。先ほど町長が何度も遍在という、その地域がというお話をされておりますが、要するに空白地帯が大崎地域なんですよ。先ほど下山議員が公立加美病院についてもいろいろと運営等について質問をされておりますが、どうでしょうか、公立加美病院で取り組むのも病院事業運営の選択肢と私は思ってるんですが、その辺についての町長の所見をお伺いします。

○議長（早坂伊佐雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 今後の公立加美病院の運営方針について、さまざまな選択肢があろうかと思えます。議員ご指摘のこのいわゆるモデル事業として、これは一定の病床を常時確保するということになりますから、そういったことがもちろんニーズということ、それから経営という面、両方加味しながら十分検討していく必要があるんだろうというふうに思いますので、いわゆるあらゆる選択肢というものを含めて今後検討委員会等で検討していくことになるだろうというふうに思っております。

○議長（早坂伊佐雄君） 三浦又英君。

○17番（三浦又英君） 短期入所を希望しても9カ所しか施設がないために数カ月先まで予約が埋まってんだそうです。ですから、介護者の高齢化、肉体的・精神的負担軽減を図る上からも、ぜひ組合で新事業への検討、協議されることを強く望み質問を終わらせていただきます。

次に移ります。最後の質問に入らせていただきます。平成30年度の施政方針より教育委員会に関し、学校教育の環境整備について教育長にお伺いします。

1つに、新たな学力向上対策として取り組まれる学力向上委員会の内容と学校との検討・協議方策

について。2としまして、鹿原小学校と東小野田小学校の統合、中学校の再編についてお伺いします。  
以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） 教育長。

○教育長（早坂家一君） 教育長でございます。よろしく申し上げます。

ただいま三浦又英議員から学校教育の環境整備についてということで2点、ご質問いただきました。  
それにお答えいたします。

まず、1点目の学力向上委員会についてですが、本町の小中学校の学習状況の実態を見ますと、全国学力テストの平均正答率が全国より低い状態が、ここ数年続いております。これまでも各学校ごとに学力テストの結果を分析し、その実態に応じた指導対策に取り組んでまいりました。しかし、成果として具体的にあらわれている学校と、なかなかその年によってあらわれたり、あるいはあらわれなかったりと、そういう状況が続いております。それでやはり町全体として見たときには学力向上は大きな課題の一つであるというふうに捉えております。

そこで、今回学力向上に向けた新たな対策としまして町の校長会と連携をしまして学力向上委員会を立ち上げております。先日、米木議員からもご質問があつてお話をしたんですが、この委員会におきましては、加美町の小中学校における学力向上にかかわる課題や対策について協議を行いまして、この委員会で作成した学力向上策を町全体で、あるいは中学校区単位で推進することを目的としております。

委員会のメンバーとしましては、校長の代表数名、それから各校の研究主任等の学力向上にかかわる教員、それから教育委員会担当者、そのほかに教育委員会が必要と認める者で構成します。具体的には、これまでの学校ごとの独自の取り組みに加えまして、3つの中学校区単位でそれぞれ小中学校の学習状況の実態を共有しまして、そこで協議をし、小中で一貫した共通の取り組みを行うなど、学習指導面において、これまで以上の小中学校の連携を図っていきたいというふうに考えております。また、内容によりましては中学校区を越えて町全体として連携を図って取り組んでいくことも必要ではないかなというふうに考えております。

また、来年度から県の総合教育センターと、それから市町村教育委員会との連携による学校サポート事業というのが新規に始まります。当委員会ではこの事業に手を上げまして、先日、連携教育委員会として内定をいただいております。この事業ですね、学力向上委員会の取り組みにも生かしていきたいというふうに考えております。

具体的には、3つの中学校に総合教育センターの指導主事を招へいしまして小中連携の効果的なあ

り方、あるいは児童生徒の学習意欲向上のための指導法などについて、事業研究の実践を通して継続した指導助言を受けながら学力向上に結びつけたいというふうに考えております。さらに、総合教育センターの指導主事を招きまして教育委員会主催の教職員対象の学力向上研修会なども開催しまして教員の指導力向上を図っていききたいというふうに考えております。

教育委員会といたしましては、加美町の子どもたちの学力向上に向けて学力向上委員会を核として取り組んでまいりたいというふうに考えております。

2点目の鹿原小学校と東小野田小学校の統合、それから中学校の再編についてお答えをします。

教育委員会では平成24年に加美町立小中学校再編の基本方針を定めまして複式学級を編制している上多田川小学校、鹿原小学校、旭小学校については、それぞれ広原小学校、東小野田小学校、宮崎小学校に統合するというようにしております。鹿原小学校でも保護者と、それから地域住民の皆様説明会を行っているんですが、鹿原小学校の父母教師会では独自のアンケート調査を実施しまして統合には反対であるということから、残念ながらその話し合いの場を設けるということはできておりませんでした。このために当分の間は現状のままといたして現状に至っております。

しかしながら、方針の決定から6年が経過する中で依然として児童数が減少を続けております。鹿原小学校に関しましては平成31年度においては完全複式ということになります。今後、同じ学年に同性または異性の同級生がいない状態が続きます。さらには、年度によっては入学者が1名といった状態、状況にもなります。これらのことから、改めて保護者、そして地域の皆様の理解と協力を得られるように話し合いの場を設けていきたいというふうに考えております。

一方、中学校の再編につきましては、平成24年に策定しました基本方針の中では次のようにうたっております。おおむね10年間は現状のままとし、今後の推移を見ながら状況が大幅に変化した時点で計画の見直しも含めて検討するというふうにしております。

当時、基本方針を策定した平成24年の予測なんですけれども、そのときには平成30年度の生徒数、中新田中学校では346人、小野田中学校では158人、宮崎中学校では104人というふうに予測しておりましたけれども、現状は中新田中学校が322人、小野田中学校が148人、宮崎中学校が97人と予想以上に減少しているのが現状であります。その中で、特に宮崎中学校におきましては、転出あるいは県立・私立中学校への入学あるいは学区外就学等で100人を割る状態になります。それで全学年1学級という状況になります。

実は教員の定数につきましては、学級数で決まりますので、この全学年1学級ということになりますと教頭も含め8名ということになります。そうすると中学校の全9教科の教員を確保することがで

きないという状況にもなります。加えまして、生徒数の減少により部活動の活動そのものが深刻な状況になるということもあります。

これらのことから、中学校の再編につきましては、できるだけ速やかに検討を始めたいというふうを考えております。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（早坂伊佐雄君） 三浦又英君。

○17番（三浦又英君） 12月の定例議会におきまして、米木議員が小中学校の学力向上に関して質問されておりまして、するどい指摘もされておるわけでございます。また、今議会においても質問がされておりますので、私の質問事項と重なることに関しまして米木議員にご了承、ご理解を賜りたいと思っております。

それで、先ほど教育長が学力向上委員会、校長さん含めた、あと教育委員会職員も含めた方々に策定していただいて、それを中学校単位もしくは全町単位で実施するということのようにございますが、教育長はその検討された内容について、教育長は助言ということはあるのでしょうか。まず、それをお聞きします。

○議長（早坂伊佐雄君） 教育長。

○教育長（早坂家一君） 学力向上委員会に主体性をもたせて取り組んでもらおうと思っておりますけれども、当然その中に教育委員会の担当も入ります。あと私もそれは当然見せていただきます。あと会議にも出席したいと思っております。その中で意見を発言することはできると思っております。

○議長（早坂伊佐雄君） 三浦又英君。

○17番（三浦又英君） 教育長も入って検討されている内容ですね、現場にどういう姿で周知されるのでしょうか。

○議長（早坂伊佐雄君） 教育長。

○教育長（早坂家一君） 教育長でございます。

大事なことは学力向上委員会で話し合っただけで決めたことが各学校でどう実践されるかということが一番大事だと思います。それで各校からそれぞれ学力向上担当が出席します。それから、あと各中学校区からも代表校長に参加してもらいます。一番違うところは担当に任せっきりでなくて、各校長も入って校長同士も連携をとって学校経営の中で取り組んでもらうということで確実に取り組むような方向で進めていきたいというふうに思っております。

○議長（早坂伊佐雄君） 三浦又英君。

○17番（三浦又英君） 大変強い言葉、教育長言いましたので確実に実行してください。よろしくお願いいたします。

それで、12月に米木議員の質問に対して町長は学力向上に関しまして、ある学習塾の代表と会話した内容が話されております。その方は、簡単なことなんですと。事務書類する職員を置いて先生がもっと子どもたちに向き合う時間をつくっていただきまして、そして授業を魅力的にできれば学力は向上しますよという町長は答弁をされてますね。そうしますと、この話が私は平成30年度の教育方針に反映してるのかと思っております。これに関して教育長と町長は意見交換をしまして学力向上の推進策についてお話したことがあるでしょうか、お伺いします。

○議長（早坂伊佐雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 教育長とはいろんな、たびたび意見を交換しております。先ほどのは一塾の先生方、先生のお話としてご紹介させていただきました。いわんとするところは、先生方の事務的な負担を軽減して、そしてきちっとやっぱり生徒さんと向かう時間をふやしていく、それから何ていっても、これ教育長とも話してますけれども、先生方の授業の魅力ですね、やっぱり基本は授業ですから、いかにわかりやすい、魅力的な授業を展開するかということが基本だと思いますので、やはり教育長、今お話あったようなさまざまな先生方の資質向上という取り組み、これが非常に重要なんだろうというふうに思っておりますし、恐らくはこの事務的な処理も整理をしていただいて、できるだけ手も省いていくというふうな努力も必要なんだろうというふうには思っているところでございます。以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） 三浦又英君。

○17番（三浦又英君） 町で平成25年に若鮎給付型奨学金条例を定めまして学業成績が極めて優秀と認める学生に奨学金を給付しておりますが、学力向上に一層努めていただきまして、その奨学、給付金が底をつくほど高い志を持った子どもを育てていくことが教育長に与えられた大きな課題ではないかという思いがしておりますので、教育長の熱意のほどをお願い申し上げます。

○議長（早坂伊佐雄君） 教育長。

○教育長（早坂家一君） 教育長でございます。

今改めて非常に重責を感じております。やはり子どもたちに、私自身そうですけれども、今、小中学校の学校教育で子どもたちが持つる力を十分引き出してるかどうか、それから子どもたちのやる気を十分引き出せているかどうか、そういう振り返りが必要かなど。それは私教育長から初め、やはりそれをもう一回振り返ってみて、子どもたちはもっともっとすばらしい、まだ発揮されてない能力が

あると思います。それを引き出せるように各小中学校の校長、教頭初め先生方と力を合わせて頑張っていきたいというふうに思います。

○議長（早坂伊佐雄君） 三浦又英君。

○17番（三浦又英君） それでは、統合関係について質問させていただきます。

私も教育民生常任委員会で学校の実態を調査させていただきました。単純に複式というのは授業でかかわる時間が半分なんですよね。ましてや、この鹿原小学校は平成31年には完全に複式学級と聞いております。先ほど地域の住民の理解というお話もされておりましたが、その地域住民の理解を共通認識を得ることに尽きると思いますので、これからの統合、複式解消に向けた日程等についてお伺いします。

○議長（早坂伊佐雄君） 教育総務課長。

○教育総務課長（二瓶栄悦君） 教育総務課長、お答えします。

統合に関する日程というものは具体的には線表等は、まだ引いてございません。ただ、児童数も毎年減っていくような状況でございますので、できるだけ早い段階で工程表、線表等を引いて保護者の方々と話し合いの場を持ちたいというふうに考えてますので、よろしくをお願いします。

○議長（早坂伊佐雄君） 以上をもちまして、17番三浦又英君の一般質問は終了いたしました。

これをもちまして、本職に通告がありました一般質問は全て終了いたしました。

一般質問を終わります。

ここで、昼食のため休憩いたします。午後1時20分まで休憩といたします。

午後0時32分 休憩

---

午後1時20分 再開

○議長（早坂伊佐雄君） 休憩を閉じ、再開いたします。

---

日程第3 議案第3号 加美町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について

○議長（早坂伊佐雄君） 日程第3、議案第3号加美町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第3号加美町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を

定める条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案件は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律による介護保険法の改正により、平成30年4月1日から指定居宅介護支援等に係る事業者の指定等に関する権限が都道府県から市町村に移譲されたこととなり、市町村は厚生労働省令で定める基準に従い、または参酌し、指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準その他の必要事項を条例で定めることとされることから新たに制定するものであります。

制定に当たっては、本町独自の基準として指定介護予防支援等に係る基準とあわせ、暴力団排除規定を追加し、整備し、保存すべき記録として従業者の勤務の体制についての記録及び居宅介護サービス計画費を請求するために審査支払機関に提出した記録を加え、記録の保存年限を5年といたします。

また、第5条第2項の管理者が主任介護支援専門員であることを要件とする規定は、本年1月の基準省令改正により新たに加えられた規定であるため、基準省令に従い附則において3年間の経過措置を設けるものであります。

なお、お手元に議案資料として制定の概要を配付しておりますので、ご参考にしていただきたいと思います。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂伊佐雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。7番木村哲夫君。

○7番（木村哲夫君） 町独自でやるというところで、保存期間を、基準省令では2年を5年にして長くすることはいいことなんですけれども、この辺の経緯について伺えればと思います。

○議長（早坂伊佐雄君） 地域包括支援センター所長。

○地域包括支援センター所長（猪股和代君） 地域包括支援センター所長です。

5年にするというところについての回答をさせていただきます。

地方自治法の236条の第1項によりますと給付費等の請求につきましては、5年を期限とすると、権利の消滅が5年であるというふうに規定されておりますので、それにのっって5年という事です。それで適切な請求をするに当たりましては、関係する書類等の保管が必要ということで、このように制定させていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（早坂伊佐雄君） そのほか質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、議案第3号加美町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂伊佐雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第3号加美町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定については原案のとおり可決されました。

---

日程第4 議案第4号 加美町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

○議長（早坂伊佐雄君） 日程第4、議案第4号加美町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第4号加美町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本町では、これまで公立幼稚園と認定こども園幼稚園部の健康診断について、学校保健安全法及び学校保健安全法施行規則で規定された1年間で1回の健診を実施してまいりました。しかし、子どもについては、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則が適用されることになっております。同施行規則では健康診断を年2回実施することと規定されておりますので、医師に支払う健診の報酬を健診回数に応じたものに改正するものであります。

なお、幼稚園については、従来の学校保健安全法が適用されますが、こども園との均衡を保つため、幼稚園においても年2回実施するものです。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂伊佐雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、議案第4号加美町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についての採決を行います。



お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂伊佐雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第4号加美町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

---

日程第5 議案第5号 加美町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

○議長（早坂伊佐雄君） 日程第5、議案第5号加美町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第5号加美町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

平成30年4月1日に持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法の一部を改正する法律が施行されます。この法律の施行により、高齢者の医療の確保に関する法律の一部が改正され、住所地特例の規定について、国民健康保険の被保険者であって国民健康保険法の規定の適用を受けて従前の住所地の市町村の被保険者とされている者が後期高齢者医療制度に加入した場合には当該住所地特例の適用を引き継ぎ、従前の住所地の後期高齢者医療広域連合の被保険者となることとなるため、条例に規定する保険料を徴収すべき被保険者の規定の改正を行うものです。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂伊佐雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、議案第5号加美町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂伊佐雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第5号加美町後期高齢者医療に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

---

日程第6 議案第6号 加美町国民健康保険条例の一部改正について

○議長（早坂伊佐雄君） 日程第6、議案第6号加美町国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第6号加美町国民健康保険条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

平成30年4月1日に持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が施行されます。この法律の施行により、国民健康保険法の一部が改正され、これまで町が保険者となり運営してきました国民健康保険事業は県と共同で運営することとなり、また町と県が処理することとされる事務について定められたため、加美町国民健康保険条例の一部について改正するもので、国民健康保険運営協議会の規定を改めるものです。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂伊佐雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。6番伊藤由子さん。

○6番（伊藤由子君） 現行であった第7条の2項の実際の業務、療養のために必要な用具の貸し付け等々の所管は、じゃどこか別なところに移るということで解釈してよろしいのでしょうか。この項は、ここから削除されたことについてちょっとお伺いします。

○議長（早坂伊佐雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（武田守義君） 保健福祉課長でございます。

4月から県単位化ということになりますので、それが県と町との共同の中で事務を進めていくことになります。以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 6番伊藤由子さん。

○6番（伊藤由子君） 共同で事業を進めるということは了解しているわけなんです、実際のこの業務は、この法律からどっか条例から別なところに移ったというふうに解釈していいのでしょうかということです。

○議長（早坂伊佐雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（武田守義君） 保健福祉課長でございます。

この条例からはどこかに行く、移るということじゃなくて削るということの内容でお願いしたいと思います。以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） そのほか質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、議案第6号加美町国民健康保険条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂伊佐雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第6号加美町国民健康保険条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第7 議案第7号 加美町介護保険条例の一部改正について

○議長（早坂伊佐雄君） 日程第7、議案第7号加美町介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第7号加美町介護保険条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

介護保険事業とその財源となる介護保険料は3年を1期として見直しを行ってまいります。国ではことしの4月から事業者へ支払う介護報酬を全体で0.54%引き上げることを決定しており、同時に65歳以上の介護保険料の負担割合も引き上げられることとなります。

なお、本町においても高齢化の進行による要介護認定者の増加により介護サービスの需要が伸び、介護給付費が増加するものと見込まれます。また、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律により市町村の質問検査権が拡大され、第2号被保険者の配偶者等もその対象とすることができることとされました。

改正の主な内容は、平成30年度から平成32年度までの65歳以上の第1号被保険者の介護保険料について、高齢化に伴う要介護認定者数の増加や介護給付費の増加が見込まれることから引き上げを行うものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂伊佐雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。7番木村哲夫君。

○7番（木村哲夫君） 引き上げはやむを得ないということなんでしょうけれども、他町村の状況といえますか、わかる範囲で結構ですので、どのくらい上がっているのか、加美町の上がり、値上げ率と

他町村の比較を教えてください。

○議長（早坂伊佐雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（武田守義君） 保健福祉課長でございます。

大崎の中では、加美町が1,000円のアップということで大分高騰になってございます。ほかの市町村につきましては、大体300円から400円ぐらいの増ということで、加美町からすればは半分の数字とになってございます。以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） そのほか質疑ございませんか。14番佐藤善一君。

○14番（佐藤善一君） ただいま提案理由の説明の中で事業者の報酬の引き上げということがあったわけですが、これってというのはあれですか、介護度が低くなった場合、事業者に対して、あるいは自治体に対して介護報酬の加算のことなんですか。

○議長（早坂伊佐雄君） 地域包括支援センター所長。

○地域包括支援センター所長（猪股和代君） 地域包括支援センター所長です。

今回介護保険法、介護報酬の改正が0.54%増というところがありますので、全体的にその増、増加のところがそれであります。

それで、あと議員さんのおっしゃられた成功報酬というか、そういうことについては、まだ正式に、今月の16日に県庁で説明会等々ありますので、その中で明らかに説明がされるのではないかと思います。以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） 佐藤善一君。

○14番（佐藤善一君） 例えばですね、要介護3である方が2に引き下げられた場合、当然特養も使えないし、訪問介護も月1回減るし、またいろんな器具利用するにも個人負担もかかるということで、逆に保険料が上がった割に利用する人が逆に減ってくる可能性もあるんだよね。本当にこれが高齢者の健康寿命の増進につながるかなと思うところがあります。このことについて。

○議長（早坂伊佐雄君） 再度質問をお願いします。

○14番（佐藤善一君） つまり、事業者や自治体に対しては介護報酬というか、ボーナス的なものが入ってくる部分あるんですよね。すると、悪く考えると介護を下げると事業者、事業者の育成にはなるんだろうけれども、利用する側にすると、かえって利用されるのを制限されて、例えば独居、老人世帯の方々なんか施設を利用できなくなれば、かえって認知症も進んだり引きこもったり、あるいは家族に負担がかかる部分が出てくるのではないかということです。

○議長（早坂伊佐雄君） 地域包括支援センター所長。

○地域包括支援センター所長（猪股和代君） 地域包括支援センター所長です。

適切な答弁になるかちょっと申しわけないんですけども、議員さんのおっしゃるのは介護度が低くなれば利用できるサービス量が減るのではないかということによろしいですか。はい。

居宅におきまして確かにサービスを利用する場合、介護度によって利用できる限度額というのは確かに決まっております、要介護5であれば、自己負担1割として、月3万6,000何がしの単位、それから要介護2であれば1万9,000何がしの単位というところは決まっておりますが、そこは介護保険法の中でそのように限度額管理ということで決まっておりますので、その辺につきましては、そこの中で、あとは自立支援を、どのようにしていくかというケアマネジメントがされなければいけないのかなと思っております。以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） 佐藤善一君。

○14番（佐藤善一君） 確かに要介護3であれば、支給限度額として月27万円限度、2であれば19万円、10万円近い差があるんですけど、ただ県とのいろんな協議の中で余り使い過ぎというようなこと、この妥当性について今度話し合う仕組みがつくられるよね。そういった中で、かえって保険料が高く納めた割に利用しづらいという点が出てくるのではないかなと思うわけです。

○議長（早坂伊佐雄君） 地域包括支援センター所長。

○地域包括支援センター所長（猪股和代君） 地域包括支援センター所長です。

使い過ぎっていうと語弊があるんですけども、サービス料が非常に多いのではないかという危惧されている、そのサービス種別につきましては、訪問介護の生活援助型サービスについて、極端に多い場合には地域ケア会議等を保険者が開いて協議が必要であるということが今回の介護保険法の改正の中でも言われているというところですので、その辺につきましては、保険者としての介護プランの適正化でありますとか、それからそれをもとにした地域ケア会議の開催とか、そういうことも今回は義務づけられておりますので、その辺は当町におきましても気をつけていかなければいけないかなと思っているところです。以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） そのほか質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、議案第7号加美町介護保険条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂伊佐雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第7号加美町介護保険条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

---

日程第8 議案第8号 加美町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（早坂伊佐雄君） 日程第8、議案第8号加美町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第8号加美町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本案件は、介護サービスの基準を定める厚生労働省令が介護報酬の改定と合わせて指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令により本年1月に改正されたことから、関連する条例を改正するものであります。

改正の主な内容について、ご説明いたします。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護については、オペレーターの設置基準及び資格要件を緩和するほか、介護・医療連携推進会議の開催頻度を年4回から2回に緩和し、地域の利用者に対するサービス提供義務を明確化するものであります。

認知症対応型通所介護については、ユニット型の地域密着型介護老人福祉施設における利用定員数を見直し、認知症対応型共同生活介護については、身体的拘束等の適正化を図る観点から適正化のための指針の整備や対策検討委員会の定期開催等を義務づけるものであります。

地域密着型特定施設入居者生活介護については、同様に身体的拘束等に関する義務規定を定めるほか、介護療養型医療施設等から転換する場合について人員基準等の特例を設けるものであり、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護についても同様に身体的拘束等に関する義務規定を定めるほか、配置医師との連携方法など緊急時等の対応方法を定めることを義務づけるものであります。

その他、平成30年度から新たな介護保険施設の類型として介護医療院が創設されることに伴い、規定の必要な箇所にこれを加えるなどの改正を行うものであります。

お手元に議案資料として改正の概要、新旧対照表を配付しておりますので、ご参考にしていただきたいと思います。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂伊佐雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。6番伊藤由子さん。

○6番（伊藤由子君） 12ページの改定の方針に国の基準を上回る内容とか異なる内容を定めるほどの特段の事情や地域の特殊性はないから国の基準を踏襲しますというふうなことが書かれてあるんですが、一応ちょっと気になりますのでお伺いします。

今説明がありましたが、夜間対応型訪問介護の基準が緩和されることになっておりますが、加美町では実際、夜間対応型訪問介護は実施されているのかどうか、どれくらいの人が利用されているのか、そういった記録、データがありましたらお知らせください。

それから、認知症対応型通所介護というふうに銘打った介護施設が加美町にはどれくらいあるのかということについてもお伺いします。

それから、地域密着型特定施設入居者生活介護の説明は、主に身体的拘束等の適正化がメインだとは思いますが、その次の療養病床等から医療機関型併設の地域密着型特定施設へ転換する場合の特例というふうにあったんですが、先ほど来、一般質問でも加美病院のこと等が挙げられていたんですが、そういった近隣の地域でこういうふうに療養病床等から医療機関併設型の施設に転換する、している、あるいはしようとしているというところがあるのかどうかお伺いします。

それから、最後にその他のところで「介護医療院を加える」とあるんですが、加美町としてはどういう方向で、いつごろ、どこに、どのような形でこれを設置しようとしているのかお伺いします。

○議長（早坂伊佐雄君） 地域包括支援センター所長。

○地域包括支援センター所長（猪股和代君） 地域包括支援センター所長です。

まず、第1点目の夜間対応型訪問介護につきましては、加美町には事業所はございません。

それから、2点目の認知症対応型共同生活介護、これは認知症のグループホームになります。グループホームのことを介護保険法上ではこのように呼んでおりまして、加美町には4事業所7ユニットがございます。

それから、3点目につきまして転換の事業所があるかということですが、近隣からそのような情報はないです。聞いておりません。

最後、介護医療院についてですが、これにつきましては平成30年度から新たに設けられる施設になりまして、まだ近隣でどこがその転換するかとかっていう情報は、こちらには入っていないという現状です。よろしいでしょうか。以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） 伊藤由子さん。

○6番（伊藤由子君） 加美町としても、この必要性については理解しながら、加美町単独では考えていく状況にはないということによろしいのでしょうか。

○議長（早坂伊佐雄君） 地域包括支援センター所長。

○地域包括支援センター所長（猪股和代君） 地域包括支援センター所長です。

介護医療院につきましては、病院であるところが今まで介護療養型病床というところで行っていたところを基準が変わって、このような介護医療院という形態に変わっていくということです。介護療養型医療病床につきましては、本来は平成29年度末まででしたが、平成36年更新になりましたので、平成36年の3月31日まで延長にはなったんですが、それまでの間に必要があれば、この介護医療院に転換していくというふうになります。

○議長（早坂伊佐雄君） そのほか質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、議案第8号加美町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂伊佐雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第8号加美町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

---

日程第9 議案第9号 加美町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（早坂伊佐雄君） 日程第9、議案第9号加美町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。



○町長（猪股洋文君） 議案第9号加美町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本案件についても、前議案と同様に省令が改正されたことから条例を改正するものであります。

介護予防認知症対応型通所介護については、共用型認知症対応型通所介護の普及促進を図る観点からユニット型の指定地域密着型介護老人福祉施設における利用定員数を1施設当たり3人以下から1ユニット当たりユニットの入居者と合わせて12人以下に見直すものであります。

介護予防認知症対応型共同生活介護については、身体的拘束等のさらなる適正化を図る観点から身体的拘束等の適正化のための指針の整備や身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催等を義務づけるものであります。

そのほか、前議案同様、介護医療院について必要な箇所に加えるなどの改正を行うものであります。

お手元に議案資料として改正の概要、新旧対照表を配付しておりますので、ご参考にしていただきたいと思います。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂伊佐雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、議案第9号加美町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂伊佐雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第9号加美町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

---

日程第10 議案第10号 加美町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に

関する基準等を定める条例の一部改正について

○議長（早坂伊佐雄君） 日程第10、議案第10号加美町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第10号加美町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本案件についても、前議案同様に省令が改正されたことから条例を改正するものであります。

医療と介護の連携強化に関して介護予防支援の提供開始に当たり、利用者等に対して入院時に担当ケアマネージャーの氏名等を入院先医療機関に提供するよう依頼することを義務づけ、また利用者が医療系サービスの利用を希望している場合などに意見を求めた主治の医師等に対してのケアプランの交付、介護予防サービス事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際にケアマネージャー自身が把握した利用者の常態等について、ケアマネージャーから主治の医師等に必要な情報伝達を行うことを義務づけるものであります。

また、障害福祉制度の相談支援専門員との密接な連携として障害福祉サービスを利用してきた障がい者が介護系サービスを利用する場合等におけるケアマネージャーと障害福祉制度の相談支援専門員との密接な連携を促進するため、指定事業所が特定相談支援事業者との連携に努める必要がある旨を明確にするなどの改正を行うものであります。

お手元に議案資料として改正の概要、新旧対照表を配付しておりますので、ご参考にしていただきたいと思います。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂伊佐雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、議案第10号加美町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（早坂伊佐雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第10号加美町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第11 議案第11号 加美町営住宅条例の一部改正について

- 議長（早坂伊佐雄君） 日程第11、議案第11号加美町営住宅条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

- 町長（猪股洋文君） 議案第11号加美町営住宅条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本案件は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第7次一括法の規定により公営住宅法が改正され、認知症患者等の収入申告義務を緩和し、町が官公署の書類の閲覧等により把握できた収入状況に基づき家賃を決定することができるようになったことから、所要の改正を行うものです。

また、別表中の町営住宅の位置の表記について、地番等の修正を行うものです。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（早坂伊佐雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、議案第11号加美町営住宅条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（早坂伊佐雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第11号加美町営住宅条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第12 議案第12号 加美町墨雪墨絵美術館条例の廃止について

○議長（早坂伊佐雄君） 日程第12、議案第12号加美町墨雪墨絵美術館条例の廃止についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第12号加美町墨雪墨絵美術館条例の廃止について、ご説明申し上げます。

本件の施設は本町鳴瀬地区出身の河合敏雄氏のすぐれた墨絵作品約90点の保存展示と伝統墨絵を後世に伝承するため昭和62年に明治初期の農家住宅を現在地のさわくら公園内に移築し、墨雪墨絵美術館として開館しました。

当初町民が主体となった顕彰会が運営に当たりましたが、平成2年に会は解散し、全てを町に移譲するとともに、その際に本条例が制定されました。

開館してから毎年町内外から大勢の観覧者が訪れましたが、年々減少してきて、この四、五年は年間300人台で推移しています。開館より既に30年が過ぎて施設自体の老朽化がさらに進行し、展示品についても温湿度、高雨量高湿、菌虫害の管理に支障を来してきました。現在、全作品を再額装する作業を進めるとともに移転先となる中新田交流センター内の大工工事に着手しております。移設完了は6月を予定していますが、既に昨年12月から冬期休館に入っており、館は3月31日をもって閉館となります。

以上のことから、本条例を廃止するものでございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂伊佐雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、議案第12号加美町墨雪墨絵美術館条例の廃止についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂伊佐雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第12号加美町墨雪墨絵美術館条例の廃止については原案のとおり可決されました。

○議長（早坂伊佐雄君） 日程第13、議案第13号加美町辺地総合整備計画の策定についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第13号加美町辺地総合整備計画の策定について、ご説明申し上げます。

本案件は、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定に基づき、辺地総合整備計画を策定し、財政上の特別措置を生かしながら辺地区域において公共的施設を総合的かつ計画的に整備し、辺地とその他の地域との間における住民の生活環境の格差の是正を図るため策定するものでございます。

これまで、平成25年度から平成29年度までの5カ年におきまして鹿原、西小野田、旭、上多田川の4つの地域において辺地総合計画を策定し、道路改良事業などを実施してまいりました。本計画では、引き続き先に申しあげました4つの地域を国が定める指定要件による辺地区域とし、平成30年度から平成34年度までの5カ年間に於いて総合的かつ計画的に各種事業を実施するものであります。

計画策定に当たりましては、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定に基づき議会の議決を経る必要があることから本定例会に提案するものでございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂伊佐雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、議案第13号加美町辺地総合整備計画の策定についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂伊佐雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第13号加美町辺地総合整備計画の策定については原案のとおり可決されました。

---

日程第14 議案第14号 公の施設の指定管理者の指定について（加美町ボルダリング施設）

○議長（早坂伊佐雄君） 日程第14、議案第14号公の施設の指定管理者の指定について（加美町ボルダリング施設）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第14号公の施設の指定管理者の指定について（加美町ボルダリング施設）について、ご説明申し上げます。

本案件は、加美町ボルダリング施設の指定管理者として特定非営利活動法人ファーストアッセントジャパンを平成30年4月1日から平成33年3月31日まで3年の期間を指定したいので地方自治法第224条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

昨年12月定例会で承認いただきました加美町ボルダリング施設条例に基づき、その管理を指定管理者によって行うことから12月20日から1月26日までを申し込み期間として公募を実施しましたところ、2社より応募がございました。2月9日に加美町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則により指定管理者選定委員会を開催し、審議をいたしました。2社より提出されました申請内容につきまして条例に定める基準に基づき、審査をいたしました結果、特定非営利活動法人ファーストアッセントジャパンが当該施設の指定管理者の候補者として適当であると選定されたため、本議会にご提案させていただくものであります。

なお、議案の資料として当該施設や指定管理者の概要、収支計画等を配付しておりますので、参考にさせていただきたいと思っております。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂伊佐雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。7番木村哲夫君。

○7番（木村哲夫君） この1つの総合ターミナル施設に2つの指定管理者が入るわけなんですけど、この辺の割り振りといいますか、管理状況といいますか、その辺ってどのように区分けされるのか、お願いします。

○議長（早坂伊佐雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（遠藤 肇君） 商工観光課長です。

資料のほうにも載せさせていただきましたが、地ビール&レストランぶな林、あと地ビールの製造所、あと共有のエリアということで玄関から入りましてホールがあって、あとトイレ関係などがございます。一応そちらのほうは全てこれまで同様に加美町振興公社のほうで管理をしていただくということになります。今回提案をさせていただいてる部分に関しましては、これまで展示交流施設として

あった東側のエリアになりますが、今回、指定管理者をファーストアッセントジャパンのほうにお願いをしたいということで考えてございます。以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 木村哲夫君。

○7番（木村哲夫君） 例えば駐車場とか、今、駐車台数ということでこのようにあるんですが、その辺、要するに外部の管理とか、あと駐車場の割合とかそういった部分で何か支障が出た場合、どのようにするか。

○議長（早坂伊佐雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（遠藤 肇君） 商工観光課長です。

外部に関しましても、加美町振興公社のほうでこれまで同様に管理をしていただくということでございます。これは、特に今ですと冬期間除雪に関しましても同様でございます。

それで、そのときの割り振りをどうするのかということでございますが、そちらにつきましては、従業員関係に関しましては明確にすることになるかと思いますが、お客様に関しましては、あの施設にお越しになったということで、それらの割り振り等はないということで考えてございます。以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 木村哲夫君。

○7番（木村哲夫君） 済みません。もう一点、電気代とかそういう清掃とか、その辺も明確に別々になるんですか。

○議長（早坂伊佐雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（遠藤 肇君） 商工観光課長です。

まず電気代に関してでございますが、施設一本で受電をしてございます。それで一応共有エリアのほうは加美町振興公社のほうでいろいろ管理をしていただくということでございます。それでこれまででもございましたが、展示交流施設の時代もそうございましたが、一応こちら側の新しいボルダリング施設の部分で電気関係、あとは建物の点検整備等もございます。そちらの関係、あとダクトとかそういう清掃関係もこれまでも外部委託をし、一本でやってきていただいているということでございまして、今回も区分けをすることなく一本でやっていただくと、それらに関しまして支払いは、元の支払いは加美町振興公社のほうで支払っていただく形になります。

ただ、新しいボルダリング施設のほうで電気を使ったり、それらを掃除をしてもらうということでございます。あとはいろいろ法定的な関係もございます。ですから、その部分として今回の指定管理の中で経費は必要経費として見させていただいてると。その部分は加美町振興公社のほうへ新しい指

定管理者のほうから支払われるという形になってございます。以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 3番早坂忠幸君。

○3番（早坂忠幸君） けさ、観光課長のほうからおわびの話あったんですけども、この議案が認定されてチラシ配布ということの順番を間違えたということだったんですけども、そのチラシなるものは、いつごろ配布したのかが1点と、そのチラシ配布、我々1枚ずつもらったんですけども、問い合わせ先と、あと観光課さんにも申し込み問い合わせということであったんですけども、そういう問い合わせは、もう来てるんですか。

○議長（早坂伊佐雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（遠藤 肇君） 商工観光課長です。

そのチラシの配布につきましては、昨日、学校のほうにお願いをして子どもたちのほうへ配布をしていただいたということでございます。

それで、そのチラシに関しての問い合わせでございますが、昨日の夕方、夕方といたしますが、5時以降に役場のほうにも問い合わせがありましたし、あとそのチラシのほうにはメールで申し込みなりをしてくださいということで書かれてございますが、そちらのほうへの申し込みもあったということで聞いてございます。以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 10番一條 寛君。

○10番（一條 寛君） 夏に大会が予定されてますけれども、この大会はどこが運営するのか。この大会に伴って、どのくらい営業ができなくなるのか。また、その会場使用料とかというのは運営するところからいただけるのか、その辺まで一旦お伺いします。

○議長（早坂伊佐雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（遠藤 肇君） 商工観光課長です。

夏に行われます東北総体、国体の関係でございますが、そちらのほうはこのボルダリング競技は山岳競技ということで宮城県山岳連盟が主になって運営を行うということで、というふうになってるようでございます。

あと、その期間で準備等の関係でどのくらい、この場所が使いえなくなるのかということでございますが、一応4日間ほど使いえなくなるということで今お話は伺ってございます。

その間の施設の使用料というものが来るのかということでございますが、一応こちらに関しましては、そういう公の競技ということでございます。それでその使用料は来ないということで、こちらとしては考えてございます。以上でございます。



○議長（早坂伊佐雄君） 一條 寛君。

○10番（一條 寛君） 大会にかかる費用とかは、当然町が負担するのではないと思いますけれども、山岳連盟ですか、そこがいろんな費用をもって運営するというので、町の負担は、この大会の開くことによって一切負担は生じないというふうに理解してよろしいんですか。

○議長（早坂伊佐雄君） 体育振興室長。

○体育振興室長（浅野善彦君） 体育振興室長です。

ボルダリング競技のほうの町からの予算というか、一応補助金のほう、一応山岳協会さんのほうの状況をお聞きしまして、昨年度までは仙台のほうで開催していたということで、仙台市さんのほうから10万円の補助金をいただいておりますという話を伺っておりましたので、平成30年度の予算で、一応その10万円という金額を加美町として一応計上させていただいております。

○議長（早坂伊佐雄君） そのほか質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、議案第14号公の施設の指定管理者の指定について（加美町ボルダリング施設）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂伊佐雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第14号公の施設の指定管理者の指定について（加美町ボルダリング施設）は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第15 議案第15号 工事委託に関する変更協定の締結について

○議長（早坂伊佐雄君） 日程第15、議案第15号工事委託に関する変更協定の締結についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第15号工事委託に関する変更協定の締結について、ご説明申し上げます。

本案件は、平成28年第2回定例会議案第75号でご承認いただきました加美町公共下水道中新田浄化センターの建設工事委託に関する基本協定の一部を変更する協定の変更を行うものであります。

変更の内容といたしまして、工事費が材料及び実勢労務単価の高騰により増額となったことなどが

ら変更協定の承認を得ました基本協定について、土木・機械及び電気設備工事の各々の工事費が確定したことなどにより、現在の協定金額を1億500万円減額するものであります。

また、土木工事（場内整備）の契約が入札不調等により、平成29年11月に締結され、年度内完成が困難となったため協定の期間を平成26年度から平成29年度までの4年間から、平成30年度までの5年間とするものであり、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、事業費の内訳等につきましては、配付しておりますので、資料をご参考にしていただきたいと思います。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂伊佐雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。14番佐藤善一君。

○14番（佐藤善一君） 今回2回目となる変更だろうと思うんですが、この浄化センターの新築工事、一貫した工事の中で、それで工事の内容によって分割して契約されているものなのかどうか、まずお尋ねをいたします。

○議長（早坂伊佐雄君） 上下水道課長。

○上下水道課長（和田幸蔵君） 上下水道課長です。

契約の内容のご質問だというふうに理解しております。委託の範囲につきましては、場内整備、水処理施設の土木工事、同じく機械設備工事、水処理運転操作施設の電気工事及び水処理施設の同じく電気工事、この5つを一括して日本下水道公社に委託しているものでございますが、その日本下水道事業団の入札の仕組みにより、土木工事及び機械設備工事を一式として、電気設備工事の2つを一式として、あと最後に残ります場内整備・土木工事を一式として入札執行されたというふうに報告を受けております。以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） 佐藤善一君。

○14番（佐藤善一君） 相手方が日本下水道事業団ということで、その責任のもとでこの一括して電気工事、最初の平成28年度では材料・労務費の高騰によって6,500万円増額して1年間延長させた。今回さらに今度は逆に工事費の確定によってということどころ変わるんでは、何のために入札になったのか、そのくらい安くできれば私だって手を上げるんだったと、こういったことになるかと思いますが、そこでこの協定の相手方でありますけれども、代表会社として日本下水道事業団ということになるんだろうと思いますけれども、いろんな工事の種類によって会社が入る、そういった構成の会社

の名義も表示して契約されたほうが、かえって連帯債務の確認からも適切ではなかったんじゃないかなと思うんですが。

○議長（早坂伊佐雄君） 上下水道課長。

○上下水道課長（和田幸蔵君） 今ご質問いただきました適正であったか適正でなかったかというお話でございますけれども、今こちらに資料がございませんものですから、調査し、報告させていただきます。

○議長（早坂伊佐雄君） 佐藤善一君。

○14番（佐藤善一君） 電気工事なんかは半額、今回ね、減額なってるんですけども、当初計画された機能がこの金額でもって低下することがないのかどうか。そして、またさらに平成30年度の完成に向けて今度延期するような要因はなくて、間違いなく平成30年度完成するという判断でよろしいかどうか。

○議長（早坂伊佐雄君） 上下水道課長。

○上下水道課長（和田幸蔵君） お答えいたします。

平成30年度完成見込みなのかというお話ですけれども、土木工事につきましては、完成の見込みでございます。（「機能低下しないか」の声あり）

○議長（早坂伊佐雄君） 上下水道課長。

○上下水道課長（和田幸蔵君） その点につきましても、調査し、報告させていただきます。

○議長（早坂伊佐雄君） 前任者であります宮崎支所長。

○宮崎支所長（長沼 哲君） 宮崎支所長でございます。

昨年度まで上下水道課にいましたので、佐藤議員の質問の中の土木工事の際に契約金額を上げる、電気工事がその半分近い減額になる、この内容につきましては、やっぱり土木工事そのものの人件費の単価が復興経費等によりまして高騰したというふうな形で、土木工事は落札までに3回程度の入札が行われたと。電気工事につきましては、ある程度単価そのものが設計上は、ある程度、高く設定はしてないんでしょうが、どの電気工事、下水道事業に限らず、どの電気工事につきましても設計単価よりは実勢単価のほうが安いというふうな傾向があるやに思います。競争する電気工事屋さんもいると。あと、もう一つは工事が若干利益を薄くなりまして電気工事についてはメンテナンス、後々のメンテナンスのほうで、ある程度自分の製作した浄化センターについては、自分たちにそのメンテが回ってくるというふうな意味合いもございまして、ある程度工事については、利益を抑えた形で入札に参加するというふうな傾向にございました。

もう一つ、下水道事業団を通さないで、例えば業者さん直接町が契約したほうが後々の維持管理なりメンテなりに有効じゃないのかというご質問でよろしいのでしょうか。

○議長（早坂伊佐雄君） 佐藤善一君。

○14番（佐藤善一君） 電気工事なんか半額になったんだよね。それで当初計画した機能が低下しないか、そんなに安くてということです。

○議長（早坂伊佐雄君） 宮崎支所長。

○宮崎支所長（長沼 哲君） 宮崎支所長です。済みませんでした。

入札額がどうであれ、うちのほうは、うちのほうというか、事業団と協議の上、仕様書等を当然業者さんのほうに明示をして札を入れてもらってますんで、半額になったから工事的に質が落ちる、その電気設備の物的に質が落ちるということはないというふうに考えてます。

○議長（早坂伊佐雄君） そのほか質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、議案第15号工事委託に関する変更協定の締結についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂伊佐雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第15号工事委託に関する変更協定の締結については原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第16 議案第16号 和解及び損害賠償の額の決定について

○議長（早坂伊佐雄君） 日程第16、議案第16号和解及び損害賠償の額の決定についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第16号和解及び損害賠償の額の決定について、ご説明申し上げます。

本案件は、平成29年9月7日午後2時ごろ、加美町字原町南西屋敷81番地1付近の交差点内において、南から北方向に直進していた地域おこし協力隊員が運転する公用車両と、西から東方面へ直進していた相手方車両が出会い頭に衝突し、相手方運転手及び車両に損害を与えたことに対しまして、過失割合が町70%、相手方30%により賠償額が決定したものであります。

また、この衝突により相手方車両が加美町字大宮104番地内の水田に転落し、水田ののり面及び水稲に損害を与えたことに対しまして同じ過失割合により賠償額が決定したものであります。

和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づきまして議会の議決をお願いするものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂伊佐雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、議案第16号和解及び損害賠償の額の決定についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂伊佐雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第16号和解及び損害賠償の額の決定については原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。2時50分まで休憩といたします。

午後2時37分 休憩

---

午後2時50分 再開

○議長（早坂伊佐雄君） 休憩前を閉じ、再開いたします。

---

日程第17 議案第17号 平成29年度加美町一般会計補正予算（第7号）

○議長（早坂伊佐雄君） 日程第17、議案第17号平成29年度加美町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第17号平成29年度加美町一般会計補正予算（第7号）について、ご説明申し上げます。

今回、既定予算から歳入歳出それぞれ2億1,592万1,000円を減額し、歳入歳出それぞれ137億2,202万2,000円とする補正予算と、新エネルギー推進事業など17件の繰越明許費の設定のほか、債務負担

行為の追加7件及び地方債の変更を行うものであります。

歳入の主なものについては、町税として個人町民税3,000万円増、固定資産税5,000万円増、国庫支出金として活力創出基盤整備交付金6,020万2,000円減、県支出金として農山漁村地域整備交付金4,284万円減、機構集積協力金交付事業補助金2,741万5,000円増、寄附金としてふるさと応援寄附金3,666万7,000円増、繰入金として寒風沢地区地域振興対策基金繰入金8,200万円減、下水道事業特別会計繰入金2,850万円減、諸収入として宮城県後期高齢者医療広域連合負担金4,470万7,000円増、町債として集落基盤整備事業債3,980万円減、町道整備事業債6,530万円減などであります。

歳出については、総務費ではふるさと応援基金積立金3,668万4,000円増、下原地区定住促進宅地造成工事請負費3,858万円減。民生費では障害者自立支援介護等給付費3,385万円減、障害児通所施設給付費1,651万円増。農林水産業費では機構集積協力金交付事業補助金2,741万6,000円増、集落基盤農道等整備工事請負費5,984万3,000円減。土木費では町道新設改良工事請負費6,752万5,000円減、寒風沢地区地域振興事業交付金8,200万円減。教育費では小学校ICT機器借上料1,415万5,000円減などのほか職員人件費の組み替えを行い、予備費を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂伊佐雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。9番沼田雄哉君。

○9番（沼田雄哉君） 15ページ、一つお伺いいたします。一番上の寄附金、この中にふるさと応援基金寄附金3,666万円ほど計上されています。これは今年度大きく伸びているわけですが、この伸びた要因、どのように捉えているか、ひとつお願いしたいと思います。

○議長（早坂伊佐雄君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（佐藤 敬君） 総務課長でございます。

ふるさと応援基金の寄附金についてでございます。この寄附金につきましては、当初予算が980万円でしたが、9月と12月も補正をお願いをして、今回3,667万の見込みで計上していますが、これを合わせますと今年度分の見込みで6,529万2,000円というようなことで増というふうなことになっております。

その要因ということでございますが、まず一つとしましてはモンベルのパウチャーポイントの分でございますが、こちらについて今年度分で2,300万円ほどの寄附をいただいております。

あと、もう一点としましては、これまでサイネックスという事業者を代行業者としておりましたが、それに加えるといえますか、一部見直しをしまして代行事業者をさとふるのほうに12月から変更、変

更といたしますか、サイネックスのほうもあわせてやっておりますが、さとふるを中心的なサイトに位置づけております。そういったことでその分でも12月から始まりましたが、1,000万円を超えるぐらいの寄附をいただいているということが要因でございます。

あと、もう一点でございますが、町ではこれまで大きく3つの使途で寄附を募っております。自然環境を守るために、あとは未来を担う子どもたちのために、あとは活力あるふるさとづくりという大きく3つに分けて寄附をいただいておりますが、今回その他で目的を指定をされた寄附ということで木質バイオマスの利用促進及び森林整備に使ってほしいというようなことでの目的としてというようなことで寄附を2,600万円ほどいただいております。

なお、この分につきましては、返礼品についても辞退されるというふうに向っているところでございます。

要因としては主な要因でございます。以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 沼田雄哉君。

○9番（沼田雄哉君） この寄附件数、幾らになってますか。現在のところ。

○議長（早坂伊佐雄君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（佐藤 敬君） 総務課長でございます。

寄附の件数につきましては、補正予算ですので、1月末で押さえてるところでございますが、2,012件でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） そのほか質疑ございませんか。17番三浦又英君。

○17番（三浦又英君） 15ページの寒風沢地区の地域振興対策基金の繰入金、これ今回で何年目になるかわかりませんが、課長は意欲持ってなにか答弁された記憶があるんですが、その辺についての理由についてお聞きします。

○議長（早坂伊佐雄君） 建設課長。

○建設課長（三浦守男君） 建設課長です。

今ご質問のありました寒風沢地区地域振興対策基金の繰り入れ関係でございますが、これにつきましては、寒風沢地区の地域振興交付金への繰り入れということで計上させていただきました。

それで何年目ということなんですけれども、平成29年度からの事業ということでございます。

今回減額になった理由といたしましては、寒風沢地区の地域振興のための交付金ということで昨年の6月とか9月に役員会等開きまして、その場で説明をしましてまいりました。また、12月に入りまして協議会の全体の打ち合わせということでも説明させていただきましたが、年度内に交付金の予算計画

が寒風沢地区で立たなかったということがありまして、年が明けまして平成30年の2月になってからなんですけど、協議会の総会がございまして、その際にも町としてまた出席させていただきまして、再度交付金の説明を行っております。

その結果、交付金の活用方法が、方針ですか、やっと決定されまして、平成30年度に向けまして行政区といたしましても、地区といたしましても月1回程度、これから話し合いを持ちながら進めていくということになりましたので、新年度予算の平成30年度にも繰入金として計上させていただいております。よろしく願いいたします。

○議長（早坂伊佐雄君） 三浦又英君。

○17番（三浦又英君） この推進交付金が活用に制約があるのかどうか。あと、振興ですから、あくまでも寒風沢、地元の人たちの意向だと私は思っているんですが、その辺の活用方法について規制はないでしょうか。

○議長（早坂伊佐雄君） 建設課長。

○建設課長（三浦守男君） 建設課長、お答えします。

交付金ということで、協議会のほうから交付金申請を出していただいている活用になると思います。その中の活用の方法というか、活用についてでございますが、まず地区の地域の振興という形の目的でございまして、例えば防災とか環境美化とか、また地域のコミュニティ的な行事に使っていただくというのが一つでございます。

あと、もう一点ですが、地域というか、25名の協議会の方がおります。その方のやっぱり生活基盤の向上ということでございまして、例えば住宅のリフォーム、あと住宅ローンの返済とか、あとは農業のための農機具の更新、そういう生活に特化したような使い方をいただければということで交付金のほうを進めさせていただいております。

○議長（早坂伊佐雄君） ほかに質疑ございませんか。6番伊藤由子さん。

○6番（伊藤由子君） 16ページの町債で民生費、高齢者向け町営住宅事業債が計上されてますが、この利用状況と今回補正になった理由についてお伺いします。

それから、43ページの文化財保護費、委託料が全く減額になってるんですが、これは、この委託料を減額しても保管業務が十分やっていけるというふうに見込んだ上でのことなのか、それとも全く今回そういった委託はしないということなのか、ちょっとこの理由についてもお伺いします。

○議長（早坂伊佐雄君） 町民課長。

○町民課長（内海 悟君） 町民課長でございます。



こちらにつきましては、宮崎のシルバーハウジングのための事業債ということで、宮崎地区につきましては、このあいだ開所式、オープン式行いましたので、まだ今度、今3月から募集開始しております。4月からのオープンとなる予定となっております。

あと、北原、北原よろしいですか。はい。

○議長（早坂伊佐雄君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（岩崎行輝君） 生涯学習課長でございます。

43ページの文化財保護費の13委託料についてのご質問でございますが、展示品運搬・保管業務委託料となっております。小野田の展示交流施設から宮崎支所に運搬する際の運搬料でしょうか、ということで3社から見積もりをいただいて、1社辞退をしたんですが、結果的にどうしても考古学関係の運搬料というのは正式に頼むとかなり高額でございます。今回それよりは少しランクを落とさせていただいて、最終的にこのぐらいの差額が出たということでございます。以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 7番木村哲夫君。

○7番（木村哲夫君） 16ページの雑入で伺います。

音楽技能修得施設、雑入減額で565万円、あとは中新田文化会館事業収入の減額で801万円と、この内訳をお願いします。

○議長（早坂伊佐雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（熊谷和寿君） 企画財政課長、お答えさせていただきます。

まず、1点目の音楽技能修得施設の雑入でございます。これは修得施設でかかった分です。使用料以外に光熱水費、水道・電気・ガス、その分を国立音楽院のほうから実費負担ということで町のほうに入れていただいております。その金額でございますが、当初電気料を月70万円という形で見えてございました。それから、ガス・水道につきましては、1カ月4万円という形で見えておまして、合計で840万円を計上してございました。ここに来まして学校側でも節電等々に努めていただきまして、実際は300幾らということで565万円を減額させていただきました。

なお、支出の分も同額、これは町から電力等にお支払いする分でございますけれども、その分もあわせて減にしております。以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（岩崎行輝君） 生涯学習課長でございます。

同じく16ページの雑入のところの下から4行目の中新田文化会館事業収入でございますが、平成29年度といたしますか、文化会館の場合、年間の興業の合計の入場料収入の差し引きということで計上さ

せていただいております、平成29年度については、14の事業を予定しておりました。この14の事業の入場料収入の差し引きで801万円の減額ということでございます。よろしく願いいたします。

○議長（早坂伊佐雄君） 7番木村哲夫君。

○7番（木村哲夫君） 国立音楽院の件で、もう一度伺います。

電気料、光熱費以外で、例えば使用料というか、ピアノとかドラム室とか、どんな状況でしょうか。

○議長（早坂伊佐雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（熊谷和寿君） 企画財政課長でございます。

昨年度末からことしの1月にかけてまして町内の方、ピアノの練習室を使用したいという申し出がございまして、延べ1週間ぐらいになりますでしょうか、そのぐらい使っていたという状況でございます。その他、ドラム室あるいはDTMルーム等々につきましては、まだ利用者がないという状況でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） ほかにございませんか。12番伊藤 淳君。

○12番（伊藤 淳君） 15ページ、若鮎給付型奨学金の今回100万円ほどの寄附金が出ておりますけれども、平成25年に創設だったと記憶してありますが、その給付状況と現在までの原資というか、残ってるお金の割合がどのようなものかお聞きしたいと思います。お願いします。

○議長（早坂伊佐雄君） 教育総務課長。

○教育総務課長（二瓶栄悦君） 教育総務課長、お答えいたします。

若鮎給付金でございますが、今回企業様のほうから100万円ほどいただきまして、創設時の基金2,000万円とこれまでの寄附合わせまして合計2,435万7,000円ほどの金額となっております。このうち、これまで12名の方に給付をしてございまして、その方の給付額を除くと、あと1,103万7,000円ということになります。これを大学生2年生からの給付とした場合、4名の方に給付が可能という状況になってございます。以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 伊藤 淳君。

○12番（伊藤 淳君） ことしに限って100万円の企業からの寄附ということですが、今まで余りこの項目で寄附金ということで計上された記憶が余りないんですが、ちなみにそれって企業からは毎年期待できるものなのかどうか。または、今後そういった優秀な子どもたちが、その給付を受ける際に、この原資が枯渇した際には、この基本的な基金はなくなると思いますけれども、なくなった時点で終わりということで理解してよろしいのでしょうか。

○議長（早坂伊佐雄君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（佐藤 敬君） 総務課長でございます。

若鮎給付型奨学金でございますが、12月補正でもお願いをいたしまして、こちら個人からですが、100万円を補正をしたところでございます。以上でございます。（「枯渴した場合」の声あり）

○議長（早坂伊佐雄君） 教育総務課長。

○教育総務課長（二瓶栄悦君） 教育総務課長でございます。

寄附のいわゆる原資がなくなった場合でございますが、現時点では未定でございます。このことについては、今後、町長部局のほうと相談しながら考えていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 伊藤 淳君。

○12番（伊藤 淳君） これ、援護射撃の意味で申し上げます。せっかくの移住・定住の一環で、やっぱり今度教育委員会のほうでも子どもの成績を上げるということで新しく事業を展開するということでありまして、優秀な人材を今後育てるという意味合いにおいても、もっとこういう基金がありますよと、加美町にはこういってお金を差上げますから、みな頑張ってくださいというようなことで、移住・定住の一環としてこの事業も、もっとPRする必要があってもいいのかなと思うんですが、その辺に関して、いかがお考えですか。

○議長（早坂伊佐雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） ごもったもな提案だと思います。実はこれ、加美町の子育て支援、子ども・子育て応援社会の実現の一つの事業ともいえますので、できれば継続していきたいですし、大いにPRもしていきたいというふうに思っています。

ただ、現時点では、先ほど教育総務課長が話したように枯渴した場合どうするかということまでは、まだ話し合っていないので、今後の課題として、現時点では存在しているわけでありまして、大いにこれも移住・定住につなげていけばと思っております。ありがとうございます。

○議長（早坂伊佐雄君） そのほか質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、議案第17号平成29年度加美町一般会計補正予算（第7号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂伊佐雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第17号平成29年度加美町一般会計補正予算（第7号）は原案のとおり可決されました。

---

日程第18 議案第18号 平成29年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

○議長（早坂伊佐雄君） 日程第18、議案第18号平成29年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第18号平成29年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について、ご説明申し上げます。

今回、既定予算から歳入歳出それぞれ1億2,617万4,000円を減額し、歳入歳出それぞれ25億4,121万6,000円とする補正予算を行うものであります。

歳入については、国民健康保険税として一般被保険者国民健康保険税1,600万円増、前期高齢者交付金として2,996万4,000円減、繰入金として財政調整基金繰入金7,000万円減などであります。

歳出については、保険給付費として一般被保険者療養給付費7,000万円増、共同事業拠出金として高額医療費共同事業拠出金3,793万4,000円減、保険財政安定化事業拠出金7,728万3,000円減などのほか、予備費を減額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂伊佐雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、議案第18号平成29年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂伊佐雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第18号平成29年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決されました。

---

日程第19 議案第19号 平成29年度加美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長（早坂伊佐雄君） 日程第19、議案第19号平成29年度加美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第19号平成29年度加美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

今回、既定予算から歳入歳出それぞれ3,214万1,000円を減額し、歳入歳出それぞれ2億5,341万7,000円とする補正予算であります。

歳入については、後期高齢者医療保険料2,980万6,000円、一般会計繰入金233万5,000円をそれぞれ減額するものであります。

歳出については、後期高齢者医療広域連合納付金3,214万1,000円を減額するほか、保険料過誤納還付金15万円を増額し、予備費を減額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂伊佐雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、議案第19号平成29年度加美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂伊佐雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第19号平成29年度加美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

---

日程第20 議案第20号 平成29年度加美町介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（早坂伊佐雄君） 日程第20、議案第20号平成29年度加美町介護保険特別会計補正予算（第3

号)を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(猪股洋文君) 議案第20号平成29年度加美町介護保険特別会計補正予算(第3号)について、ご説明申し上げます。

今回、既定予算から歳入歳出それぞれ531万9,000円を減額し、歳入歳出それぞれ30億4,559万9,000円とする補正予算であります。

歳入の主なものについては、介護保険料2,063万円増、国庫支出金として介護給付費負担金3,612万8,000円増、普通調整交付金1,485万5,000円減、繰入金として介護給付費準備基金繰入金4,500万円減などあります。

歳出の主なものについては、保険給付費として居宅介護サービス等給付費2,728万3,000円減、施設介護サービス給付費6,261万8,000円増などのほか、予備費を減額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(早坂伊佐雄君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。(「なし」の声あり) 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。(「なし」の声あり) 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、議案第20号平成29年度加美町介護保険特別会計補正予算(第3号)の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(早坂伊佐雄君) ご異議なしと認めます。よって、議案第20号平成29年度加美町介護保険特別会計補正予算(第3号)は原案のとおり可決されました。

---

---

日程第21 議案第21号 平成29年度加美町介護サービス事業特別会計補正予算(第3号)

○議長(早坂伊佐雄君) 日程第21、議案第21号平成29年度加美町介護サービス事業特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(猪股洋文君) 議案第21号平成29年度加美町介護サービス事業特別会計補正予算(第3号)に

ついて、ご説明申し上げます。

今回、既定予算から歳入歳出それぞれ338万円を減額し、歳入歳出それぞれ1,019万6,000円とする補正予算であります。

歳入については、サービス収入として居宅介護サービス計画費及び介護予防ケアマネジメント費収入を218万円減額するほか、一般会計繰入金を減額するものであります。

歳出については、サービス事業費として介護予防ケアマネジメント業務委託料138万円減などのほか、職員人件費の組み替えを行い、予備費を減額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂伊佐雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、議案第21号平成29年度加美町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂伊佐雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第21号平成29年度加美町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第22 議案第22号 平成29年度加美郡介護認定審査会特別会計補正予算（第3号）

○議長（早坂伊佐雄君） 日程第22、議案第22号平成29年度加美郡介護認定審査会特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第22号平成29年度加美郡介護認定審査会特別会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。

今回、歳出の総額を補正前と同額の657万6,000円とする補正予算で、歳出予算の組み替えを行うものであります。内容は、総務費において介護認定審査会委員報酬及び医師・委員謝礼を減額し、予備

費を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂伊佐雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、議案第22号平成29年度加美郡介護認定審査会特別会計補正予算（第3号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂伊佐雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第22号平成29年度加美郡介護認定審査会特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第23 議案第23号 平成29年度加美町霊園事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（早坂伊佐雄君） 日程第23、議案第23号平成29年度加美町霊園事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第23号平成29年度加美町霊園事業特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

今回、既定予算に歳入歳出それぞれ204万円を追加し、歳入歳出それぞれ623万2,000円とする補正予算であります。

歳入については、霊園使用料204万円を増額し、歳出については、霊園管理費として一般会計繰出金204万円を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂伊佐雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これ



にて討論を終結いたします。

これより、議案第23号平成29年度加美町霊園事業特別会計補正予算（第2号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂伊佐雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第23号平成29年度加美町霊園事業特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

---

日程第24 議案第24号 平成29年度加美町営駐車場事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（早坂伊佐雄君） 日程第24、議案第24号平成29年度加美町営駐車場事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第24号平成29年度加美町営駐車場事業特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

今回、歳出の総額を補正前と同額の397万3,000円とする補正予算で、歳出予算の組み替えを行うものであります。

内容は、駐車場管理費において修繕料を5万8,000円増額し、予備費を減額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂伊佐雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、議案第24号平成29年度加美町営駐車場事業特別会計補正予算（第2号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂伊佐雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第24号平成29年度加美町営駐車場事業特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

---

日程第25 議案第25号 平成29年度加美町下水道事業特別会計補正予算（第4号）

○議長（早坂伊佐雄君） 日程第25、議案第25号平成29年度加美町下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第25号平成29年度加美町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について、ご説明申し上げます。

今回、既定予算から歳入歳出それぞれ1億1,626万2,000円を減額し、歳入歳出それぞれ15億8,966万円とする補正予算と、繰越明許費の設定のほか、地方債の変更を行うものであります。

歳入の主なものについては、国庫支出金として汚水処理施設整備交付金4,085万円減、町債として公共下水道整備事業債7,580万円減などであります。

歳出の主なものについては、下水道建設費において浄化センター水処理施設増設工事委託料1億4,748万円減、浄化センター長寿命化工事委託料4,200万円減、浄化センター水処理施設場内整備工事委託料9,060万円増、一般会計繰出金2,850万円減などのほか、予備費を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂伊佐雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、議案第25号平成29年度加美町下水道事業特別会計補正予算（第4号）の採決を行います。お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂伊佐雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第25号平成29年度加美町下水道事業特別会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決されました。

---

日程第26 議案第26号 平成29年度加美町浄化槽事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（早坂伊佐雄君） 日程第26、議案第26号平成29年度加美町浄化槽事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第26号平成29年度加美町浄化槽事業特別会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。

今回、既定予算から歳入歳出それぞれ997万円を減額し、歳入歳出それぞれ1億756万9,000円とする補正予算と地方債の変更を行うものであります。

歳入については、国庫支出金として循環型社会形成推進交付金265万9,000円増、町債として浄化槽整備推進事業債1,160万円減などであります。

歳出については、浄化槽管理委託料を200万円、浄化槽設置工事請負費を900万円減額するほか、予備費を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂伊佐雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、議案第26号平成29年度加美町浄化槽事業特別会計補正予算（第3号）の採決を行います。お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂伊佐雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第26号平成29年度加美町浄化槽事業特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第27 議案第27号 平成29年度加美町水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（早坂伊佐雄君） 日程第27、議案第27号平成29年度加美町水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第27号平成29年度加美町水道事業会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正については、収益的収入及び支出において、それぞれ460万円を増額とする補正予算であります。

収入については、手数料45万円、水道加入料415万円を増額し、支出については、配水及び給水施

設等修繕料500万円増額などのほか予備費を減額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂伊佐雄君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより、議案第27号平成29年度加美町水道事業会計補正予算（第3号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂伊佐雄君） ご異議なしと認めます。よって、議案第27号平成29年度加美町水道事業会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。3時50分まで休憩といたします。

午後3時38分 休憩

---

午後3時50分 再開

○議長（早坂伊佐雄君） 休憩を閉じ、再開いたします。

---

日程第28 議案第28号 平成30年度加美町一般会計予算

日程第29 議案第29号 平成30年度加美町国民健康保険事業特別会計予算

日程第30 議案第30号 平成30年度加美町後期高齢者医療特別会計予算

日程第31 議案第31号 平成30年度加美町介護保険特別会計予算

日程第32 議案第32号 平成30年度加美町介護サービス事業特別会計予算

日程第33 議案第33号 平成30年度加美郡介護認定審査会特別会計予算

日程第34 議案第34号 平成30年度加美町霊園事業特別会計予算

日程第35 議案第35号 平成30年度加美町営駐車場事業特別会計予算

日程第36 議案第36号 平成30年度加美町下水道事業特別会計予算

日程第37 議案第37号 平成30年度加美町浄化槽事業特別会計予算

日程第38 議案第38号 平成30年度加美町水道事業会計予算

○議長（早坂伊佐雄君） お諮りいたします。日程第28、議案第28号平成30年度加美町一般会計予算、日程第29、議案第29号平成30年度加美町国民健康保険事業特別会計予算、日程第30、議案第30号平成30年度加美町後期高齢者医療特別会計予算、日程第31、議案第31号平成30年度加美町介護保険特別会計予算、日程第32、議案第32号平成30年度加美町介護サービス事業特別会計予算、日程第33、議案第33号平成30年度加美郡介護認定審査会特別会計予算、日程第34、議案第34号平成30年度加美町霊園事業特別会計予算、日程第35、議案第35号平成30年度加美町営駐車場事業特別会計予算、日程第36、議案第36号平成30年度加美町下水道事業特別会計予算、日程第37、議案第37号平成30年度加美町浄化槽事業特別会計予算、日程第38、議案第38号平成30年度加美町水道事業会計予算、以上11件はいずれも平成30年度予算であり、関連しておりますので、会議規則第36条の規定に基づき、一括議題にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂伊佐雄君） ご異議なしと認めます。よって、日程第28、議案第28号平成30年度加美町一般会計予算から日程第38、議案第38号平成30年度加美町水道事業会計予算までを一括議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 平成30年度加美町議会第1回定例会提案理由としまして各種会計予算の総額等について、ご説明を申し上げます。

議案第28号平成30年度加美町一般会計予算、歳入歳出それぞれ133億3,000万円とし、債務負担行為、地方債、一時借入金の最高限度額等について定めるものであります。

議案第29号平成30年度加美町国民健康保険事業特別会計予算、歳入歳出それぞれ26億9,000万円とし、一時借入金の最高限度額等について定めるものであります。

議案第30号平成30年度加美町後期高齢者医療特別会計予算、歳入歳出それぞれ2億8,100万円と定めるものであります。

議案第31号平成30年度加美町介護保険特別会計予算、歳入歳出それぞれ30億9,300万円とし、一時借入金の最高限度額等について定めるものであります。

議案第32号平成30年度加美町介護サービス事業特別会計予算、歳入歳出それぞれ960万円と定めるものであります。

議案第33号平成30年度加美郡介護認定審査会特別会計予算、歳入歳出それぞれ600万円と定めるものであります。

議案第34号平成30年度加美町霊園事業特別会計予算、歳入歳出それぞれ290万円と定めるものであります。

議案第35号平成30年度加美町営駐車場事業特別会計予算、歳入歳出それぞれ280万円と定めるものであります。

議案第36号平成30年度加美町下水道事業特別会計予算、歳入歳出それぞれ12億6,700万円とし、債務負担行為、地方債、一時借入金の最高限度額について定めるものであります。

議案第37号平成30年度加美町浄化槽事業特別会計予算、歳入歳出それぞれ1億1,700万円とし、債務負担行為、地方債について定めるものであります。

議案第38号平成30年度加美町水道事業会計予算、収益的収入及び支出については、収入支出をそれぞれ5億3,500万円とし、資本的収入及び支出については、収入271万3,000円、支出1億8,498万円で、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億8,226万7,000円は過年度分損益勘定留保資金、減債積立金及び建設改良積立金で補填するものであります。

なお、各会計の詳細については、それぞれ担当課長より説明申し上げますので、よろしくお願ひ申し上げます、提案理由とさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（早坂伊佐雄君） 続いて、担当課長の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（熊谷和寿君） 企画財政課長です。

予算書1ページをお開き願ひします。

朗読をもって説明にかえさせていただきます。

議案第28号 平成30年度加美町一般会計予算

平成30年度加美町一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ133億3,000万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

（地方債）

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、

起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は10億円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費を流用することができる場合は、次のとおり定める。

第1号 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用。

平成30年3月7日提出 加美町長 猪股洋文

以上でございます。

○議長(早坂伊佐雄君) 保健福祉課長。

○保健福祉課長(武田守義君) 保健福祉課長です。

続きまして、国民健康保険特別会計予算でございます。

191ページをお開き願います。

朗読をもって説明にかえさせていただきます。

議案第29号 平成30年度加美町国民健康保険事業特別会計予算

平成30年度加美町国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ26億9,000万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第230条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は3億円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費を流用することができる場合は、次のとおり定める。

第1号 保険給付費の各項に計上された予算額に不足を生じた場合における款内でこれらの経費の各項の間の流用。

平成30年3月7日提出 加美町長 猪股洋文

以上でございます。

続きまして、後期高齢者医療特別会計予算でございます。219ページをお開き願います。

議案第30号 平成30年度加美町後期高齢者医療特別会計予算

平成30年度加美町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億8,100万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成30年3月7日提出 加美町長 猪股洋文

続きまして、介護保険特別会計予算でございます。229ページをお開き願います。

議案第31号 平成30年度加美町介護保険特別会計予算

平成30年度加美町介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ30億9,300万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は1億円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費を流用することができる場合は、次のとおり定める。

第1号 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内でこれらの経費の各項の間の流用。

平成30年3月7日提出 加美町長 猪股洋文

以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 地域包括支援センター所長。

○地域包括支援センター所長（猪股和代君） 地域包括支援センター所長です。

続きまして、介護サービス事業特別会計でございます。255ページをお開き願います。

朗読をもって説明にかえさせていただきます。



議案第32号 平成30年度加美町介護サービス事業特別会計予算

平成30年度加美町介護サービス事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ960万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成30年3月7日提出 加美町長 猪股洋文

以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（武田守義君） 保健福祉課長です。

続きまして、加美郡介護認定審査会特別会計でございます。269ページをお開き願います。

議案第33号 平成30年度加美郡介護認定審査会特別会計予算

平成30年度加美郡介護認定審査会特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ600万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成30年3月7日提出 加美町長 猪股洋文

以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 町民課長。

○町民課長（内海 悟君） 町民課長です。275ページをお開きいただきたいと思います。朗読をもつて説明にかえさせていただきます。

議案第34号 平成30年度加美町霊園事業特別会計予算

平成30年度加美町霊園事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ290万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成30年3月7日提出 加美町長 猪股洋文

以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（遠藤 肇君） 商工観光課長です。

続きまして、加美町営駐車場事業特別会計予算です。281ページをお開き願います。朗読をもって説明にかえさせていただきます。

議案第35号 平成30年度加美町営駐車場事業特別会計予算

平成30年度加美町営駐車場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ280万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成30年3月7日提出 加美町長 猪股洋文

以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 上下水道課長。

○上下水道課長（和田幸蔵君） 上下水道課長です。これより、3特別会計予算は朗読をもって説明にかえさせていただきます。287ページをお開き願います。

議案第36号 平成30年度加美町下水道事業特別会計予算

平成30年度加美町下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12億6,700万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は5億円と定める。

平成30年3月7日提出 加美町長 猪股洋文

以上でございます。

続きまして、315ページをお開き願います。

議案第37号 平成30年度加美町浄化槽事業特別会計予算

平成30年度加美町浄化槽事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億1,700万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

平成30年3月7日提出 加美町長 猪股洋文

以上でございます。

続きまして、339ページをお開き願います。

議案第38号 平成30年度加美町水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成30年度加美町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

給水戸数8,600戸、給水量215万4,000トン、一日平均給水量5,901トン。

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。

収入5億3,500万円、支出5億3,500万円。

340ページをお開き願います。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する1億8,226万7,000円は、過年度分損益勘定留保資金1億4,226万7,000円、減債積立金2,000万円及び建設改良積立金2,000万円で補填するものとする。

収入、資本的収入271万3,000円。支出、資本的支出1億8,498万円。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第5条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

同一款内での各項間の流用1,000万円。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費に流用し、又はそれ以外の経費をその金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費905万5,000円、交際費5万円。

平成30年3月7日提出 加美町長 猪股洋文

以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第28号から議案第38号については、先例69及び103の規定により、議長を除く全員で構成する平成30年度予算審査特別委員会を設置し、これに付託して慎重に審査することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂伊佐雄君） ご異議なしと認めます。よって、議長を除く全員で構成する平成30年度予算審査特別委員会を設置し、審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。本議会は平成30年度予算審査特別委員会の審査が終了するまで休会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂伊佐雄君） ご異議なしと認めます。よって、本議会は平成30年度予算審査特別委員会の審査が終了するまで休会することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。

なお、議員各位に申し上げます。

加美町議会委員会条例第9条の規定によりまして、平成30年度予算審査特別委員会を直ちに本議場に招集いたします。

午後4時17分 散会

上記会議の経過は、事務局長今野伸悦が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成30年3月9日

加美町議会議長 早坂伊佐雄

署名議員 佐藤善一

署名議員 下山孝雄